

財団法人日本タイ協會々報

第三十四號

昭和十八年六月

昭和十八年六月

法財
人團

日本タイ協會々報

第三十四號

法財
人團

日本タイ協會



財團 日本タイ協會編 最新刊

タイ國通史

タイ國は昨年十二月の日タイ攻守同盟に續いて本年一月五日に至り、遂に米英に對し干戈を執つて起つたが、去る四月下旬、プラヤー・パホン中將を首班とする同盟慶祝使節及びそれに先行せるワニット無任所相等の經濟委員と、わが關係者間にすゝめられた具體的交渉により經濟諒解成立し、こゝに日タイ兩國は今や軍事的經濟的に完全なる協力態勢成り、相共に米英撃滅大東亞共榮圈建設の大業に邁進しつつあるのである。

規格 B 列 6 號 三〇〇頁
美麗口繪・寫眞十七頁
定價 貳圓 五拾錢 (送料二十錢)

—— 內容 目次 ——

タイ國黎明史——タイ國の位置——タイ國の先住民族——優秀なるタイ民族——南詔王國の建設——ムアン・タイの建設

スコタイ王朝史——偉大なるラーマカームヘン大王——スコタイ王朝の末期

アユタヤ王朝史——神秘的英雄兒ウットーントライローク・ナート王の治蹟——ポルトガル人の渡來——ピルマのアユタヤ王の治蹟——アユタヤ王國の復活——和蘭の東洋侵略——日本民族のタイ國發展史——英國のタイ國進出——ピルマとの葛藤——日タイ國交と山田長政の活躍——アユタヤ王朝の滅亡

バーンコーク王朝史——チャクリー王の朝業——英國のタイ國工作——チヌラーロンコーン王の偉業——タイ・佛事變と獨立保障

タイ國近代史——プラチャーテイボック王の功業——人民黨と立憲革命——急進派の凋落——武斷派の擡頭——十月兵亂の經緯——國王の退位——武斷、文治兩派の抗争——タイ國最初の議會解散——ビブーン内閣の確立——新興タイ國の動向——最近の日タイ交遊

附録、タイ國憲法——日タイ歴史年表

東京市麹町區幸町 亞日日本社 振替東京六七一四番
電話 銀座五二一五番 東京市麹町區四ノ目二丁目 亞日日本社 別館

財團 日本タイ協會々報第三十四號 目次

〔口繪 畫 卷〕

一、タイ國サット衛生局長等招待會・同上席上に於ける矢田部本協會理事長の挨拶
二、タイ國大使館邸移轉披露會に於ける島田海相とディレック大使・同上に於けるディレック大使夫人・
矢田部本協會理事長・各夫人

タイ國金融界の近情

鹽 谷 醇

強力統制下のタイ國民經濟

本 協 會 調 査 部

タイ國電氣事業の近況

本 協 會 調 査 部

〔新 聞 論 調〕

今日のタイ國

バーンコーク・クロニクル紙三月二日附社説

タイ民族の造形文化(カルル・デュリング著)

勝 見 勝 譯

短篇タイ文學 追 伸 (タイ國マーライ・チュービニト著)

江 尻 英 太 郎 譯

タイ國に於ける演劇取締法令

本 協 會 調 査 部

日本新聞記者から見たビブーン首相とパホン大將

増 田 壽 郎

〔泰國事情・資料〕

製紙業官營法要項	三	農民住宅建築計畫	七
鑛業權停止處分	三	新聞日設定	七
集團結婚者蜜月旅行	三	文化委員會決議事項	七
女子文化部正式設置	三	料理改善運動	七
最近經濟市況	三	首相厚生省へ祝辭	七
糯米最高價格決定	三	爲替管理施行手續修正	七
出生率・死亡率を超過	三	囚人の掃作地開墾	七
寺院建立取締規則	三	女子文化審議協會役員	七
貯蓄銀行營業情況	三	國防省記念祭情況	七
紙統制官任命	三	犯罪刑罰加重布告	七
灌溉特別豫算	三	軍人刑法改正法	七
新型貯蓄債券發行	三	新設會社登錄	七
月賦制住宅建築	三	國產品獎勵施策	七
國產麻袋製造	三	暴利・賣惜等の取締令	七
商業帳簿整備命令	三	遣日學生決定	七
新領域内の教育施設	三	鐵線・鍍金鐵線統制	七
區長の再教育	三	蔬菜貿易統計(佛曆二四八一年)	七
革命記念日大赦	三		

タイ國關係雜誌記事

在泰國帝國大使館の擴充	六	ワ殿下御曹子學習院進學	六
-------------	---	-------------	---

【雜報】

泰の文學者大會參加	六	タイ農村共同組合數激增	八
三井タイ室財團法人に	六	泰國クローアチアを承認	八
共禁圖書源目録集録	六	プラタボンに帝國領事館	八
泰國大使館任挨拶午餐會	六	泰國大使館邸移轉	八
泰・佛印國境大道路開通	六	泰國・通貨國外持出嚴禁	八
シャン地方泰軍奮闘	六	泰水害救恤物資引渡完了	八
泰・佛印親善氣運醸成	六	泰國第一回戰時公債發行	八
泰國駐日商務官任命	六	泰國法人日泰學院開校	八
日泰文化會館と大圖書館	六	泰佛僧協議會々長逝去	八
泰國無任所大臣辭任	六	日本文學を南方に紹介	八
青木大東亞大臣南方視察	六	泰滿ラジオ交換放送	八
伊勢崎銚仙南方に新發展	六	正金銀行機構擴大	八
青木大東亞相、泰首相會見	六	守屋前駐泰武官戰病死	八
日泰結束再確認聲明	六		

【協會記事】

水野南方事務局長講演會	六	會員の異動	六
泰國要人記者招待會	六	會員の消息	六
理事會並に評議員會開催	六	寄贈圖書	六
共催後援二件	六	購入圖書	六
役員の異動	六	財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員	六

【編輯後記】

..... 三

本協會調查部編 六



會待招等行一長局生衛トツワサ國イタ



抄換の長事理會協本部田欠るけ於に上席上同

會協イタ本日 團財人法

報 會

月 六 號四十三第

本協會の目的及事業

會則第二章第三條抜抄

本協會ハ日泰兩國ノ親交増進文化ノ交流發達並ニ經濟關係ノ助長ヲ圖ルヲ以テ目的トシ泰國ニ於ケル同種ノ團體ト連絡ヲ保チ左ノ事業ヲ行フ

- 一、泰國事情ノ調査研究及紹介並ニ日本文化ノ紹介
- 二、日泰兩國間ニ於ケル經濟關係ニ關スル研究及斡旋
- 三、日泰兩國間ニ於ケル視察、觀光並ニ留學ノ勸誘及斡旋
- 四、學生會館ノ經營
- 五、其ノ他本協會ノ目的達成上ニ於テ必要ト認メタル事項



使大クッレィデと相海田島るけ於に會露波轉移邸官使大國イタ



人夫各・長事理會本部田矢・人夫使大クッレィデるけ於に上同



二

タイ國金融界の近情

金融界の概観

沿革

タイ國において銀行が開設せられたのは西曆一八八八年における香上銀行の支店開業をもつて嚆矢とする。同行は

當時における東洋貿易の發展に乗つて業績甚だ好調を示したので、一八九三年渣打銀行、一八九七年印度支那銀行と續いて其の支店開設を見た。前記三行は當時銀行券發行の特權を獲得して居たが、その業務は貿易金融を主とし、顧客は殆んど總て外人商社であつた。仍つて政府は一九〇四年タイ國系銀行としてタイ商業銀行の設立を認可し、之に政府の金庫事務を取扱はしめた。續いて多數の支那系銀行の設立を見、銀行界は一時股賑を呈したが、これら支那系銀行の經營極めて不健實であつたため、一九一〇年の不況ならびに戦後の反動期において續々破産し、タイ商業銀行亦之が餘波を受けて一時危殆に瀕したが、この事がタイ國民の銀行不信、貯蓄心萎微の一つの動機となつて居ることは看過出来ない。其後有利銀行支店および二つのタイ國系銀行の設立を見、又一九一三年には貯蓄銀行法に基いて政府貯蓄銀行が開設され、更に一九三六年タイ國立銀行局の開設を見、今日に至つて居る。

本邦系銀行としては一九一九年臺灣銀行の支店がバンコクに開設せられたが、業績上らず一九二四年之を閉鎖し、印度支那銀行に殘務を引繼ぎ之を代理店とした。近年に至り日タイ間貿易の進展を見るや、横濱正金銀行は一九三六年バンコクに出張所を開設し、其後之を支店に昇格して今日に至つて居る。

現狀

現在タイ國に存在する普通銀行は左の八行である。

タイ國系銀行

タイ商業銀行 (Thai Commercial Bank)

設立 一九〇七年

本 店 バンコーク
 支 店 チエンマイ、ランバン
 資 本 金 三、三〇〇、〇〇〇（拂込済）
 亞細亞商工銀行
 (Bank of Asia for Industry & Commerce)
 設 立 一九三九年
 本 店 バンコーク
 支 店 ハチヤイ
 資 本 金 一、〇〇〇、〇〇〇（半額拂込済）
 國 都 銀 行
 (National and City Bank of Thailand)
 設 立 一九四一年
 本 店 バンコーク
 支 店 開 設 一九一九年
 本 店 香 港
 支、那系銀行
 資 本 金 一、〇〇〇、〇〇〇（四分ノ一拂込済）
 廣 東 銀 行
 設 立 一九一二年
 支 店 開 設 一九一九年
 本 店 香 港

資 本 金 八、〇五三、〇〇〇（香港弗（拂込済））
 四 海 通 銀 行
 設 立 一九〇六年
 支 店 開 設 一九〇八年
 本 店 シンガポール
 資 本 金 二、〇〇〇、〇〇〇（海峽弗（拂込済））
 日 本 側 銀 行
 横濱正金銀行
 支 店 開 設 一九三六年
 佛、國系銀行
 印度支那銀行
 (Banque de l'Indochine)
 設 立 一九九三年
 支 店 開 設 一八七七年
 本 店 パ
 資 本 金 一、二〇〇、〇〇〇（法）
 イ、ラ、ク系銀行
 愛 國 銀 行
 (Bangkok Lakmuang Banking Co.)

設立 一九四二年八月
本店 バンコク
資本金 一、〇〇〇、〇〇〇バーツ

右の八行の内、バンコク愛國銀行は設立後日が浅く本格的營業開始に至つて居ない。同行は元々イラク人が綿布思惑によつて得たる利得をもつて設立したものであつて、眞面目に銀行業務を行ふ肚か否か疑問である。又支那系銀行は大東亞戰爭勃發と共に店舗を差押へられ、タイ國政府の手で検査を行ひたる上、昨年六月營業再開を許されたもので、其の活動は未だ活潑でない。然し乍ら爾餘の銀行は大東亞戰爭後相當な業績を示して居る。今、大藏省發表の銀行統計により、昨年上半年中における諸勘定の推移を見るに左の如くである。

負債ノ部	一九四一年	一九四二年	上半期中増減
	十二月末現在	六月末現在	
要求拂内國債務	六六、九八七	七九、五八五	(+) 一二、五九八
期限付内國債務	九、〇六七	二五、一六一	(+) 一六、〇九四
要求拂外國債務	一、〇三五	八四四	(-) 一九一
期限付外國債務	七	一〇〇	(+) 九三
資産ノ部			
金銀地金	一	一	
外國紙幣及鑄貨	三〇五	二四	(-) 二八一

(單位千銖)

タイ國政府紙幣	五、二二七	六、七六一	(+)	一、五三四
同銀貨及各種鑄貨	一一	二二	(+)	一一
他銀行預ケ金	一四、八三五	二四、七〇一	(+)	九、八六六
在外資産				
ロンドン	一、二九四	一、二四六	(-)	四八
香港	六〇六	七一四	(+)	一〇八
昭南	一、〇一四	一、一二九	(+)	一一五
其他	一三、〇七一	二六、八七四	(+)	一三、八〇二
貸付				
不動産擔保	三、五〇五	三、二八八	(-)	二一七
其他	三三、七六二	三〇、四四七	(-)	三、三一五
受取手形	二、三三一	一、五〇三	(-)	八二八
タイ國有價證券				
公債又ハ政府保證々券	七、三八一	一五、一一九	(+)	七、七三八
其他	一、九一六	二、〇一六	(+)	一〇〇
所有不動産	一五八	一四二	(-)	一六
營業用土地建物	三〇五	三〇三	(-)	二

右表負債の部において内國債務と稱せられるものは、銀行の預金と借入金とを包含し、又外國債務は外國における外貨借入金を示して居る。而して内國債務の内、預金と借入金の組み合せ方を見るに、昭和十六年十二月末日現在に於ける要求拂内國債務および昭和十七年六月末日現在における要求拂及期限付債務の内にはタイ國立銀行およびタイ國銀行團よりの對日クレヂットの使用残高等特殊の金額が包含せられて居る。故にタイ國における預金の増勢を見る爲には前記特殊分の金額を控除しなければならぬのであるが、概觀的に見て、期限付内國債務の上半期中増加分は右特殊分金額の残高増加によるものであり、要求拂内國債務の上半期中増加高が市中預金の増加を示して居るものと見ることが出来る。右預金増加一千二百萬バーツは同期間における通貨發行高の増加大凡三千萬バーツに對比し、大體好成績の如く見えるけれども、右増加額の内、相當部分は日本側の軍預金の増加に基くものであつて、タイ國銀行界の現狀は決して樂觀し得べき状態にはないのである。昭和十七年六月末日現在における内國債務總計額一億バーツ餘の内預金は六千萬乃至七千萬バーツを占むるに過ぎない。

他方資産の部においては現金、預ケ金、在外資産其他の分、並に公債の増加が顯著であり、貸付は却つて減少を見て居る。右の内、在外資産其他の分の増加(之は圓貨を意味して居る)は前記特殊分の金額の増加分に對應するものであり(註)、現金、預ケ金および公債の増加は預金増加分の運用振りを示すものである。現金および預ケ金の内外國債務總計額に對する比率が昭和十六年十二月末現在において二六%に上り、昭和十七年六月末日現在において更に二九%に迄増加して居ることは、貸付の減少と相俟つて此の國における投資難を示して居るものである。即ちタイ國銀行の主たる業務たる對外貿易金融は對日クレヂットを通ずる對日貿易に壟斷せられ、タイ國系銀行の之に均霑する餘地は極めて少く、且つ他方において此の國の通貨が既に或る程度過剰の状態に在ることを示して居る。又公債保有高が

半期中大凡八千萬バーツの増加を示したことは空前のことであり、之はタイ大藏省の金融統制が或る程度實施せられて居ることの現はれである。

(註) 例へば正金銀行は輸出商より圓手形を買入れ、之の代金をクレヂットより支拂ふ。従つて貿易に關する限り、クレヂットの使用高が増加すれば之に應じて圓資産が増加する。

次に昭和十六年十一月以降各月中における市中銀行の小切手受入高並に外國爲替取引高を示せば左表の如く、各月中における金融の繁閑を示して居る。

	小切手に對する 現金支拂高	外國爲替取引高
昭和十六年十一月中	三三、六一四(千銖)	二八、五〇九(千銖)
同 十二月中	二〇、三六五	一六、八六三
昭和十七年 一月中	二八、二〇一	六、八五一
同 二月中	一七、六五五	九、二一一
同 三月中	四九、六五九	二四、三六三
同 四月中	四二、二七一	五九、二五七
同 五月中	二三、七〇四	九、〇五九
同 六月中	三一、八三五	七八、〇四四

右表の如く、小切手受入高は三月中最高額を示し、殆んど戦前の水準に恢復して居る。之れは同月中公定價格制が初めて實施され、之を繞る思惑取引が盛行せられたことを示して居る。尙本統計以後の七、八月中においては更に小

切手受入高が増加して居るものと推せらる。また、外國爲替取引高は四月および六月中において相當額に上つて居る。四月中の増加は圓ペーソ等價實施に伴ふ爲替思惑に基くものであり、六月中における増加はタイ國の爲替管理實施(七月四日)を控へての現象である。

タイ國中央銀行

タイ國において中央銀行の設立が實際問題として論議せられたのは一九三三年におけるブラヂットの提案をもつて最初とする。既に長らくの間、磅に依存し切つてゐたタイ國通貨は、一九三一年後半における磅の動搖に際し一時磅よりの離脱を餘儀なくせられると同時に、茲に初めてタイ國通貨の自主性を考慮せざるを得ぬ氣運に逢着したのであるが、恰も革命政府の成立を機に炯眼なるブラヂットは當時タイ國が保有して居た金(約四千萬ペーソ)を準備として一氣に中央銀行を設立せんと策したのである。然るにイギリスは之に對し凡ゆる手段をもつて妨害を加へ、遂に政府を籠絡して前記の金を磅證券に替へしむることに成功し、以て中央銀行の設立を有耶無耶に葬り去つた。蓋しタイ國が自主的通貨機構を持つときは、當時香上銀行を通じて事實上支配し來つた此の國の金融市場の支配權を奪還せられることとなり、イギリス帝國主義の重要な一環たる金融的搾取の素地を脅かさるる結果となるからである。

其後ブラヂットはビーン政府の大藏大臣となつてからも、引續き中央銀行の設立に努力を傾けて來たが、追がのイギリスも歐洲における政局の變化に伴ひ遂にタイ國の希望の一部を容れざるを得ざるに至り、一九三九年十月タイ國立銀行局の設立に關する法律および翌四〇年三月前記法律の施行に關する大藏省令が發布され、同年四月一日より同局業務の開始を見るに至つた。

タイ國立銀行局(Thai National Banking Bureau)はタイ大藏省の外局として資本金一千萬ペーソをもつて同省内に設置され、大藏省官吏をもつて局長とし、直接大藏大臣の監督を受ける。その設立の目的は前記法律に記載せられて居る如く中央銀行としての機能を有し、且つ貨幣制度の安定を確保し、國家の通貨信用制度を維持するため通貨の發行および準備の保全を計るべき中央銀行設立の準備をなすものであつて、謂はば將來設立せらるべき中央銀行の母胎乃至は其の過渡的實驗と見らるべきものであつた。その業務は

1. 國家、公共團體、銀行其他の信用機關に對する銀行業務即ち預金の受入および貸付業務
 2. 國家および公共團體の發行する公債の發行および管理に關する業務
 3. 其他大藏大臣の認可を受けたる業務
- と規定せられて居たが、設立後二年間における業務の實績を見るに、
1. 銀行統制法(一九三七年九月制定、我國の銀行法に相當すべきもの)の規定する市中銀行の對政府強制預金(資本金四十萬ペーソ以上の銀行は十萬ペーソ)の保管
 2. 市中銀行の短期預金の受入
 3. 政府餘裕金の預け入、對政府一時貸上および政府のための銀行業務(例へば政府の爲替送金、政府の對外融資の取扱、政府のための外貨および金の受入又は處分等)
 4. 國債發行に關する業務
- 等に局限せられ、中央銀行としての一般的機能は依然として香上銀行の掌握する處であつた。
- 以上が大東亞戰爭勃發迄の推移であつたが、戰爭勃發により香上銀行の閉鎖を見るや、茲にイギリス多年の束縛を

脱し、タイ國從來の希望を實現すべき機会を迎へたのである。我國は右の希望を率直に容認し、早くも昨年二月タイ國中央銀行設立に關し若干の示唆を與へ、且つタイ國通貨保全のための二億圓借款の供與等中央銀行設立に有形無形の援助を與へたため、新中央銀行法案は同年四月九日議會に提出され、同月十六日無修正にて同法の成立を見たのである。爾來關係勅令の制定、定款其他の規定の作成に當つて居たが、恰も日タイ間の各種經濟交渉が輻輳し、當面の繁務に追はれて、中央銀行の實際の設立は延び延びとなつて居た處、愈々十二月十日に至り因縁深き舊香上銀行支店において其の業務の開始を見るに至つたのである。

新中央銀行はタイ國銀行 (Bank of Thailand) と稱し、差當り資本金二千萬バーツ (全額政府出資、將來一億バーツ迄増資し得) の株式會社とし、勅令の定むる廣汎なる中央銀行業務を營むものであり、其の役員は總裁、副總裁、および理事三名より成り之をもつて委員會を構成する。總裁は前大藏次官、國立銀行局長モムチャオ・キバットに當り、副總裁には前大藏省國庫局長パホンが就任、理事は官吏および實業界より有能の士を迎へたのであるが、總裁キバットはタイ國隨一の金融専門家であり、従前通り大藏省顧問を兼ね、其の手腕、人望により新中央銀行を獨裁するものと見られる。役員の下には發券部と銀行部に大別せられ、銀行部は更に各課に分たれる。この發券部と銀行部の大別は宛も英蘭銀行制度の模倣の如く見られるが、之は従前大藏省國庫局貨幣課が發券事務に當り、國立銀行局が銀行業務に當つて居たのを、今回新中央銀行に吸收合せしめたための便宜に基くものである。

新銀行は市中銀行に對し強力なる監督權を有し、金融統制上萬全を期して居るが、其の運用および成果については今暫らく推移を見なければならぬ。

政府貯蓄銀行

政府貯蓄銀行は一九二三年四月一日公布の單獨法に基いて設立せられ、始め大藏省之が經營に當つて居たが、一九三〇年に至り之を交通省郵政局に移管した。貯金の預入は一バーツ以上無制限とし、當座預金に對しては三千バーツ迄年二分、三千バーツ以上年一分、定期預金(六ヶ月)に對しては五百バーツまで年三分、五千バーツ以上年二分の利息を支拂ふ一方、貸出は最高一割二分の比較的高率であるため、之を利用する向は至つて少ない。

最近の資料によつて知り得る計數は左記の通りであるが、大東亞戰爭勃發以後バンコク市郵便局について調査したる處によれば、一九四二年六月迄の貯金の趨勢は一進一退であつて、大して増加を示して居ない。預金者の大部分たる大衆の生活費増嵩の爲であると推せられる。

(1) 政府貯蓄銀行預金殘高	一九四〇年三月末	同年十二月末
預金者一人當り平均預入高	一五、五五九 (千バーツ)	一六、三二九 (千バーツ)
預金者數	一三九 (千人)	一四三 (千人)
預金者一人當り平均預入高	〇・一〇七	〇・一一三
(2) 預金運用狀況		
タイ國內保有高	一二、四六四	一三、八七〇
現金又は預ヶ金	七、九二四	六、五〇九
投 資	四、五三九	七、三六〇

英貨保有高	三、〇九五	二、四五八
現金又は預ケ金	九三六	二八八
投資	二、一五八	二、一七〇
計	一五、五五九	一六、三二九

尙ほ預金者の職業別分布状況を見れば左表の如く學生および官吏が大部分であり、一般大衆の自發的貯蓄機關としては未だ充分に利用されて居ないことが解る。

預金者職業	一九三九年	一九四〇年
學生	六四、一九一人	六五、〇七〇人
官吏	四五、〇九五	四六、一六八
商人	一四、一一九	一四、五九九
勞働者	九、六四六	一〇、九一三
農民	三、六二七	三、七〇六
果樹栽培人	二、六九八	二、八二八
計	一三九、三七六	一四三、二八四
全人口に對し	約 〇・九%	一・〇%

政府の金融機關としては前記貯蓄銀行の外に信用組合がある。信用組合の数は最近數百に上つて居る由である。

強力統制下のタイ國國民經濟

本協會調查部

物價騰貴の經路

經濟窘迫—物資缺乏—物價騰貴、この因果關係は、何國を問はず、戰爭する國家にとつては免れ得ない宿命である。我國とは同甘共苦、一國の總力をあげて大東亞戰爭に突入したタイ國としても、同様この天則の制約から離脱できないのも、亦已むを得ざる現象といへよう。

事實タイ國內の物價指數は、昨年一月同國の參戰を境として急速なる上昇を示した。その上昇率は各品種に随つてその間おのづから差違はあるが、各物價を通じ、一月を基點として、同年七月まで鰻上りに上昇した。試みにタイ國重要輸入品の一たる織維製品の一部について、盤谷日報がその高低狀況を表示した所によると、左の通

昭和十六年十一月	五・五〇	七・〇〇	〇・八〇	一・〇〇
昭和十六年十二月	四・五〇	七・〇〇	〇・七〇	一・〇〇
昭和十七年一月	四・五〇	七・〇〇	〇・七〇	一・〇〇
昭和十七年二月	五・七五	七・〇〇	〇・五五	一・〇〇
昭和十七年三月	一二・〇〇	七・〇〇	〇・六六	一・二〇
昭和十七年四月	一四・二五	一五・〇〇	〇・八一	一・七五
昭和十七年五月	二二・〇〇	二五・〇〇	〇・八〇	二・〇〇
昭和十七年六月	二五・〇〇	三〇・〇〇	一・三三	二・〇〇
昭和十七年七月	三五・〇〇	四〇・〇〇	一・八三	二・五〇
昭和十七年八月	五四・〇〇	五〇・〇〇	四・五〇	三・五〇
昭和十七年九月	三三・〇〇	五〇・〇〇	四・〇〇	三・五〇
昭和十七年十月	二九・〇〇	五〇・〇〇	二・五〇	三・五〇

MKポプリン二八時×三〇碼 小賣値
バス・タヲル二九時×五八時八〇〇枚 小賣値

りである。

これによると、参戦直前の一昨年十二月と参戦後最高の物價騰貴率を示した昨年七月との比較において、MKポプリン二八吋×三〇碼が卸値十二倍、小賣値七倍、バス・タオル二九吋×五八吋八〇〇匁が卸値八倍、小賣値三倍半といふ暴騰振りである。

八月以降卸値において下落傾向を、小賣値において保合状況を呈し、さしもの騰勢も一應抑制された。これは後説するごとく、タイ國政府の應急措置宜しきを得たためと對日貿易關係等に因るものであつた。

其後は大體正調を持し、本年に入つたが、本年に入つてから二月頃から再び騰勢を示し、延いてこの傾向は換物運動を誘發し、金に對する狂熱的需要から、三月早々俄然ペーソ貨の暴騰を見るに至つた。ペーソ貨は元來本年初頭においては、十五グラムの重量一ペーソ當り百五ペーソ乃至百十ペーソを上下してゐたものであつたがそれが三月五日に至り遽然として二百ペーソといふ一、二月頃の二倍の氣狂相場に奔騰し、市況は混亂した。しかしこれは純經濟的事情に基く暴騰ではなく、政府の應急

施策効を奏して、金相場漸く落着き、三月二十七日には百四十ペーソに低落し、市況は平靜を取返した。

以上がタイ國が参戦後今日に至るまでの物價高低狀況の概要である。物價騰貴の原因はいふまでもなく、戦争に因る物資交流の不圓滑にあるが、それはタイ國經濟が英國及びその屬領に餘りに依存し過ぎてゐたがため、各種物資、特に食糧品、綿布類等においてそれらの輸入が開戦と共に杜絶したからであつた。それと同時に英國に代つて我國より補給すべき綿布類のタイ向輸出割當が當初未決定の爲め一時輸入が停頓した等の事情もあつた

暴利取締令の發動

開戦後の物價騰貴に對しては、タイ國政府としては勿論あらゆる對策を講じてゐる。昨夏月俸八十ペーソ以下の官吏に對して現物給與による増俸を敢行したごとき消極方面における一例である。

積極的にまた實際に物價騰貴の抑制に乗り出したのは、昨年一月末、食糧品、織維製品、金屬製品、雜貨等

並に「食糧品、日用品及其他の物品取締に關する勅令」を公布し、抜本塞源の物價抑制策を斷行した。

右の内「緊急時政府權限附與法」は昭和十六年末第一編、昭和十七年四月末第二編の公布を見たもので、今回の第三編に於て經濟攪亂者に對する罰則規定を飛躍的に強化し、嚴罰を以て臨むことになつた。この法律の重點は、第一編においては第三條と第四條であり、それが第二編において第三條の一部を、今回の第三編において第四條を改正したものである。第一編第三條及第四條の條文は左の通りである。

第三條 左記ノ場合ニ於テ緊急時ニ對處センカ爲勅令ヲ發布シ法律トシテ施行シ得ルノ權限ヲ政府ニ附與ス

一、國家協力ノ利益ノ爲ノ行爲又ハ其レヲ行ハサル行爲

二、騷擾防止及鎮壓

三、外國トノ友好關係保持

四、タイ國カ必要已ムヲ得サル場合ノ戰爭遂行ニ利益トナルヘキ行爲

の生活必需品に對し公定價格を定めたのが先づ最初であらう。しかしこれは何分經濟的過渡期のことであり、また定められた公定價格も實情に即せず、採算を無視した傾きがあつたので、實際には行はれず、却つて物資退蔵或ひは横流れの弊を生じた。茲に於て政府も政策強化の必要を感じ、三月七日曩に昭和十六年十一月物資統制法と共に公布した價格統制法を實際に勵行する旨布告し、續いて同月七日暴利取締委員會に於て、販賣價格の店頭公示強制を決定した。

かうして鰻上りの物價騰貴に對して、政府當局も異常なる熱意を示す一方、ビロン首相の如き、自ら範を國民に垂れるため、ソングラム・パニット（戦ひの店）と稱する小賣商店を開いて、燃料、食糧品等を市價より低廉に販賣するなど唯ならざる努力であつた。それにも拘らず滔々たる物價の騰勢は依然歇まず、斯くては戰爭遂行上將來重大なる支障を生ずる虞れがあるので、タイ國政府も茲に強力なる國家權力の發動を決意し、議會の協賛を得て、七月三十日「緊急時政府權限附與法第三編」

五、國家ノ必要ニ充分ナルヘキ物資ヲ得ンカ爲メノ行爲
六、交通、通信ニ關スル危險防止
七、公衆ノ秩序道德及公安維持

第四條 本法ニ定メラレタル權限ニ依リ發布セラレタル
勅令ニ違反シタル者ハ一萬銖ヲ超エサル罰金又ハ五年
以下ノ懲役又ハ兩刑ヲ併科ス

右の第三條中第五項の物資に關する規定が第二編の第
三條において左の如く改正され、條文中の「物資」を更
に具體的に局限した。

第三條 佛曆二四八四年緊急時政府權限附與法第三條第
五ヲ廢止シ左記ヲ以テ之ニ代フ

「五、日用雜貨食糧品其他物資ヲシテ國家ノ必要ニ充
分ナラシムヘキ行爲」

最後に今回の第三編における第四條の改正條文は左の
通りである。

第四條 本法ニ基キ發布セラレタル勅令ニ違反シタル者
ハ死刑又ハ修身懲役又ハ二十五年ノ懲役若クハ二萬銖
ノ罰金ニ處ス、又勅令ニ規定ナキ事項ハ本法ニ依リ二

萬銖ノ罰金又ハ二十五年ノ懲役若クハ兩刑ヲ併科ス本
罰關係物品ヘ之ヲ沒收ス

即ちこれは本法違反者に對して、死刑、終身懲役等の
極刑を以て臨むことになつたもので、本法改正は前記食
糧品、日用品及其他の物品取締に關する勅令即ち暴利取
締令公布の前提として發せられたものである點に鑑み、
如何にその取締が峻烈なるかと想像される。而してこの
暴利取締の勅令は全文二十ヶ條から成り、生活必需品十
七品目に對し、暴利、賣惜しみ行爲を嚴禁した。

これらの法令が實施されたのは八月四日であつた。實
施された結果は前記のごとく諸物價小賣價の騰勢は抑止
され、小賣價は二、三割方低落するに至つた。尤も綿製
品のごとき豫ねて未決定であつた我國の泰向割當が七月
末決定し、割當量が豫期されたよりも多量であつた事情
もあり、一般商品も先の不合理な公定價格が是正されて
實情に即して改められ、爲めに退職物資が漸次出廻るや
うになつたのも一面の原因である。

更に特殊品、特殊地域の暴利取締措置としては、本年

統制と消費規正

物價抑制策と併行して、諸物資に對し強力なる統制が
行はれた。その根本方針として國內自給自足の鐵則が定
められ、その具體方法として原料並に製品の輸出禁止が
發令された。

統制物資は砂糖、石鹼、衣服類、綿、糸、燐寸、藥品
釘等多數に上り、昨年八月暴利取締令の實施と呼應して
これら諸物資のストック量を十五日間の期限を附して申
告せしめた。本年に入つては四月一日より新會計法を設
定して、法人商社、個人商店に年一回會計簿の提出によ
り資産狀態を政府に報告する義務を課した。

これらは一般に對する原則的統制であるが、これと同
時に各種産業に對して個々に強力なる統制が行はれた。
統制は時を追うて強化され、本年に入つては、製紙統制
法が二月に公布された。綿布市場の統制は當局の最も意
を用ふる所で、取引の最も多い未晒綿布、金巾、ドリル
に對し本年前記最高公定價格を設定すると同時に、これ

四月一日新軍令を以て、戒嚴令施行區域において醫療、
藥品などの重要物資の買占、暴利取得、物品毀損等の行
爲を嚴禁し、違反者を銃殺に處する旨布告した。これは
軍事上、防空上の要求に基くことは勿論である。
公定最高價格の決定に對しては、政府は先の失敗に鑑
みて慎重なる態度を執り、毎月これを發表して、嚴守を
命じてゐる。試みに本年三月十五日發表された綿布の最
高價格を示せば、次の通りである。(一メートル當り、單
位銖)

未晒綿布	一・五五
三丁粗布	一・六〇
人魚細布	一・六二
金巾(ホワイト・クロス)	一・八七
コンパス印	二・六五
飛龍印	二・三三
下リル	
子供車	
赤美人	

らの幅八十五種以上百六種以下、長さ百米以上の品はすべて在荷量を政府に申告せしめ、左の規定のもとに賣買許可制を施行した。

一、(前略)右三種類の綿布販賣をなす者は四月一日より十五日までに在任縣當局に届出で販賣許可證を受くること

一、前項の綿布を購入せんとする者は現在燐寸、砂糖、燈火用石油購買に充てられたる割當切符を當該縣當局に提出しその許可を受くること

以上の如き物資移動に關する統制強化の一面、一般國民に對する消費規正においても種々の手段方法が講じられてゐる。即ち前記の賣買許可規定に見る通り、必需日用品たる燐寸、砂糖、燈火用石油及びガソリン等に對して既に切符割當制が實施され、また煙草の空箱交換販賣制なども採用されてゐる。また米の國であるタイが共榮圈食糧供給の大乗の見地から、自らの消費を規正して、節米に銳意し、ピンプ首相の如き代用食クエチオ(粉米を原料とした支那麵の一種)を獎勵して、自營の戦ひ(シヤム)

店や官廳の賣店で賣らせるなど、その運動は眞剣である

積極増産施策

物資統制の強化は、消極的に消費經濟方面に向けられたばかりでなく、進んで生産方面に對しても企畫された。即ち昨夏暴利取締令施行に續いて、八月九日工場統制令を施行して、乾麵粉、種油、酒類、清涼飲料水、鑄鐵、製材、氷、罐詰、爆詰、製糖、製革、石鹼、精米、織物、煙草、セメント等機械力利用の二十五種工場を指定し、工場主は商務省の認可を得ずして工場の賣却、貸與、委讓、移管等をなすことを禁止して、既存工場の現狀維持に努めるとともに、一方食糧、日用品等生活必需品の増産自給を計畫した。

しかし従來タイ國の工業は華僑、外國資本の投資に依つもの多く、民族資本の蓄積が少いので、政府は自ら國防、大藏、商務、産業各省の經營若しくは管理のもとに製糖、製紙、油、紡績、煙草、燐寸、石鹼、金屬等の新工場を續々創設してこれらの生産に努力してゐる。

また農作方面では大豆、棉花、煙草、蔬菜の栽培に對しても政府は必死の努力を拂つて居り、その結果蔬菜の如き、戦前數百萬ベーツの輸入額に達したものが、現在ではこの巨額の輸入を償つて猶ほ餘りあるといふ好況である。大豆の如きも本年二月十日タイ國農務省の發表によれば、佛曆二四八三年度(昭和十五年度)の收穫高十二萬四千六百ピクルで、實に前年度の二十一倍に達する大増収であつた。

タイ國電氣事業の近況

本 協 會 調 査 部

タイ國の電氣事業といつても、殆んどタイ電氣會社、(Tai Electric Corporation)の獨占事業と言つてよ。

この會社の事業の補足的官營發電所があるが、投資額からいつても發電量からいつても、遙かに前者に劣る。タイ電氣會社は最初投資額二千二百五十六萬三千二百銖で

あつたが、後減資して千二百二十八萬一千六百銖になつた。これに對し官營發電所の總投資額約二百萬銖である。

本年三月十九日タイ電氣會社の第十七回通常總會がバーンコークのワット・リエブの同社内において開かれた。席上會長たる同國內務大臣マング・コーン・プロムヨーチ

イ中將の事業報告があり、其他一、二の案件が附議されたが、その事業報告の内容等は、過去一ヶ年即ちタイ國が參戰して以來の電氣事業の推移を語り、且つ會社將來に對する經營方針の一斑を明らかにしたものである。よつて右のブローマイヤー會長の報告を主にして、總會の狀況を左に傳へることとする。

會長の報告は、總會の劈頭に行はれた。曰く、
「諸君、私は先づ本年度における社業の経過を諸君に御報告申上げるに當り、甚だ遺憾に存するのは、昨年一月二十四日、戰爭の影響として、我社は或種の被害と損失を受けたといふことである。しかし我社の決算報告書が示す通り、昨年度設定の非常豫備金はこれらの損害を補填すべき不時支出額を賄つて餘りあるものであつた。損害を受けた翌日即ち一九四二年一月二十五日、我がタイ國が參戰すると共に、佛曆二四五七年（西曆一九四一年）制定の戒嚴令の發動によつて、社業は國家管理に移された。

「昨年初頭の三、四ヶ月間、四月十日に至るまで長期

間にわたる停電の影響で、電力賣上、運輸収益に尠からぬ損失を蒙つた。しかし運輸収益の方では、大量且つ急速に損失を取り返したので、一九二七年、一九二八年、一九二九年、一九三〇年の各年度を除けば、本年度は、一八八九年バーンコークに初めて電氣鐵道が敷設されて以來、電氣史上最大なる収益を擧げた。若し昨年十月、十一月にわたる彼の不慮の水害がなかつたならば、運輸収益はおそらく記録的數字に達したらうと思はれる。

「本年度は各發電所とも非常なる燃料不足に苦しんだ殊に洪水中は靱殼、木炭の供給が杜絶したため、燃料不足は深刻であつた。故において我社は専ら薪に依存したが、これとて貯藏量を大方使ひ減らして將に危機に至らんとした。この點に關し、政府が多額の援助を與へて薪材獲得に便ならしめたことは、私共として感謝措く能はざるところのものである。しかも前述のごとき難關に當面しながらも、本年度の總純益は、前年の百九十三萬四千三百九十八銖二十八士丹に對して二百萬五千四百三十五銖十八士丹と増收を示してゐる。この増收は主として

運輸収益の増收に基くもので、殊にそれが運轉費の奔騰にも拘らず乗車賃の値上をしないで、これだけの成績を擧げ得た點が何より喜ばしい。在荷品や賣店の賣上高の増加も同年における好成績の一因を成してゐる。しかしその一面において電流供給による収益が激減し、同時に燃料の暴騰によつてこの方面の社業は大不況を示した。昨年十二月一日から燈火用並に動力用の電氣料金が大幅に引下げられた。即ち従價賃銀法によつて大量消費を割安にするために、一單位につき二十二士丹から二十一士丹の引下げとなつたのである。

「昨年十一月二十四日と十二月九日の兩度における臨時株主總會の承認を得て、十二月十二日政府との間に、本社移譲に關する協定に調印した。協定の内容は次のごときものである。

一、政府は、會社の特許期限満了を俟つて、その全資産一千百二十八萬一千六百銖の價格を以て買上げることを保證する。但しこの買上價格は一株五十圓に相當する本社資本金と等價である。

二、政府は、特許期限満了まで毎年一年に付九分の株主配當を保證する。

三、政府は、會社をして従前通りに營業を繼續せしめ且つ社員をして社規の定むる所に隨ひ現行の待遇等を以て引續いて服務せしめる。

右の政府保證に對する回答として、タイ電氣株式會社は次の如き保證を爲した。

一、本社は、特許期限満了を待つて、満了期日現在に於ける本社所屬の全資産を政府に讓渡する。右に言ふところの資産とは、例せば、土地、建物、機械、電車、電力供給用及び電車用附屬設備、諸投資、所有權、諸利權などを含むものである。現金については會社は諸支拂の費用と會社によつて生じた諸債務、(株主への支拂資金を含む)を控除した後これを引渡す。

二、會社は、會社の利益金及資金の中から株主に配當金を支拂ふ。配當金は特許期限満了まで毎年金額九分だけ支拂ふことが許されてゐる。

三、會社は十五名より成る委員會を組織し、このうち九名は政府代表者を以て充てる。

「上述の配當金の率の問題については、配當額に相當する同額豫備金を設立し、これに五十五萬銖を振當てやうと思ふが、何卒御賛同を乞ふ。本年度においては、戰爭によつて蒙るべき損害や臨時支出に宛てる爲め戰時非常豫備金六十萬銖を準備した。また一月二十四日の損害補填のためこの豫備金から十六萬四千二百六十三銖〇二士丹といふ額が支出された。それらの支出は、その際各種の豫備施設や賣店が潰滅して巨額の損害を招いたこと、且つ又防空施設や戰爭に缺くべからざる防備施設の必要が起つたこと等によるものである。これらの差引四十三萬五千七百三十六銖九十八士丹であつて、従前の六十萬銖に達するやう新に十六萬四千二百六十三銖〇二士丹を積立てることを提案したい。經常費としては委員一同年度消耗見積價格として四十萬銖の積立を提議する。これは過去三年間におけると同様である。

「本年度の事業成績は今度も甚だ満足すべきものであ

つたので、前年同様會社は戰禍輕減の一助に、タイ赤十字社に對し二萬五千銖の獻金をしたいと思ふ。更に本年の好成績に鑑み、且つこの非常時局の期間中薄給の社員を潤ほすために、月俸二百銖以下の社員に對し半月分の特別賞與を提供すべく、これが總額三萬銖を計上したい。

「上述のごとく計上された豫算が可決されば、昨年度の六十七萬六千二百二十一銖四十四士丹と同様、本年も六十六萬二千六百六十九銖五十七士丹を次年度に繰越すことになるであらう。この巨額の繰越金は營業の經常的運行中に起り得べき突發事故に備へるに充分であらうといふのが委員一同の意見である。租税、賃借料、特許料及び寄附金等政府並にバーンヨーク市に對し一九四二年度納すべき金額總計は二十九萬七千九百九十五銖七十八士丹に達する」

かくてプロムヨーティ委員長は、改めて動議を提出して、委員報告と一九四二年度會計報告の承認を求め、最終期配當一株に付一銖五十五士丹（一年配當額四銖五十五

丹）の支拂並に支拂期日を一九四三年三月十九日に指定する件に就き賛成を求めた。採決に入る前、委員長は質問あらばと會場に促したが、一人の質問者もなかつたつゞいて委員報告並にその報告演說中に述べられた諸提案の採決に入り、満場一致を以て可決された。最後にプロムヨーティ中將の前任者として昨年十二月九日まで委員長の椅子にあつたナイ・ビー・シー・ワニクン氏以下各委員に對して感謝の意を表して、總會を了つた。

右のプロムヨーティ委員長の報告は、タイ國電氣事業界の昨今の狀勢を推すべき各種の材料を包含してゐるが、その中二、三の點について註釋を加へて置く必要がある。但し委員長が昨年一月二十四日「戰爭の影響による損害」とのみ發表したのに對しては、こゝでは詳しい註釋は避けた方が賢明かと思はれる。會社が一九四二年度に於て燃料問題に苦しめられたことが報告されてゐるが、これはタイ國の發電がカンチャブリーの開發地點を除いては、殆んど水力發電地點を有して居らず、主として靱殼、木材、石炭、重油等による火力發電に依存し

てゐるのであるから、蓋しその窘窮は想像以上であつたであらう。かゝる困難を克服して、年度決算に優秀なる成績を挙げ得たのは、一には強力なる政府の援助があつたといへ、會社の功績は充分これを認むべきである。次に同社が特許期限満了と共に、政府に移讓され、官營となる點が指摘されてゐるが、その特許存續期間は七年後の佛曆二四九三年即ち我が昭和二十五年までである。因みに同社は、西曆一八九〇年頃タイ國における最初の電氣事業として丁抹人によつて創設され、初め電力供給を主としてゐたものを、一九二七年シヤム電車會社を合併して、現在の社名に變つたものであることを附記して置かう。

南方美術調査報告資料展観

東本願寺では昨年杉本哲郎畫伯を隊長とする南方美術調査隊を佛印タイに派遣しアンコール・ワット等の美術調査をせしめたが、同一行は目的を果し過般歸朝したので六月七日午前十時より本山講事堂で一部資料の展観をすべしと共に杉本隊長が報告講演をなして同隊の解散式を舉行した。（教學新聞）

今日のタイ國

バンコック・クロニクル紙三月二日附社説

今日タイ國を訪れる者は文物百般の異常なる進歩發展を見て驚歎するであらう。而もこれ等の進歩發展は、戰爭の影響が假令諸外國に見る程では無いにしても、國民生活の全面に互つて赫々と感じられる此の戦時下に於て爲し遂げられたものである。

タイ國が他國と趣を異にする一つの特點は、タイ國が農業國であつて、飢饉や食糧不足に脅かされる心配の無いことである。農業の發達に力を注いで來た過去の政策は今やその美果を收め、タイ國は豊富なる食糧を確保し、一般國民の需要を樂々と満たしてゐる。吾人は諸外國例へば印度の如き住民の甚だしき困窮状態を傳聞するのであるが、これを思ふ時、一國が自國民によつて統治せられることの如何に幸福であるか、又反對に異民族によつて統治せられることの如何に不幸であるかを痛感せざるを得ない。

タイ國が農産に恵まれてゐる原因の一つは農民に對する政府の保護獎勵策にある。農は國の本であると云ふ言葉は陳腐ながら極めて眞實な言葉である。而して國家繁榮の第一要件は、國民の大部を占める農民階級の満足と安定にあ

る事はこれ亦異論を須むぬ處である。従つて農民の家庭生活及び營農上の諸問題に對して同情ある施策を必要とするのである。此の點につき猶不足を唱ふる批評家もあるが、タイ國の農民は現に公平なる取扱ひを受け、十分なる食事を得てゐると云ふのが實情である。

議會に提出される多數の議案は土地及び土地によつて生活する人々に關するものである。そして農務大臣は農地出身議員の提案に十分の注意を拂ひ、多數の専門家、統計學者等を驅使して迅速に問題を検討し且つ農民の福利の爲に之れを實行に移すことが出来る。佛曆二四八六年度灌漑工事費二五〇萬銖の特別豫算はその適例の一つであり、主として農民救済を目的とする協同組合運動擴張の如きも其の例である。最近農務副大臣は、議會に於ける質問に答へて從來協同組合運動の實施せられて居なかつたナコーン・シータムマラート、ソンタクラ、及びチュムボーン地區に信用組合設置の計畫を決定したと述べた。

加之、國民の福祉に對する首相の大なる關心がある。首相は個人的接觸の價値を信じて、總ての階級の官吏や一般國民と會見し、タイ國の發展と國民生活の改善に關する事項に就き議論しない日とては一日もない。政府の對内政策は總て如何にして國民の生活を改善し、其の水準を引上げ、國民の心身を發達せしめ、文化と習俗とに生氣を注入し、教育と教化とを普及せしめ、宗教的尊信の念を深大ならしめるかと云ふ事に集中してゐる。賭博、飲酒、賣淫、阿片吸飲等の如き弊風は漸を追ふて之を根絶し、次代を荷ふ若き國民をして一層健全なる空氣を呼吸せしめ得る様になりつゝある。賄賂、收賄、懶惰、其の他舊來の陋習たるマイ・ベン・アライ精神（譯註 支那の所謂沒法子と云ふが如き諦めの觀念）は既に略々一掃せられ、今日に於ては一般民衆も彼等の相手となる一般官吏が多く非難の餘地なき、親切にして有能、且つ廉直の德行に目覺めた官吏であることを知るに至つた。これらは官吏の品位向上に關する首相

の熱心なる提唱並びに學校に於て行はるゝ人格の陶冶の成果に負ふものである。

首相が諸問題の個人的研究について持つ關心の現れとして喜ばしく思はれた最近の出来事は數日前首相が集團的練成の爲め上京中の區長等と會見したことである。區長は統治機構上の重要な一環である。教育あり、能率的で正直な區長は、急がしい巡視によつて地方民の所要に對する外面的印象を持ち歸へるに過ぎない高級官吏よりも遙かに重要な關係を地方住民に及ぼすものである。區長は特定の集團の中より選出された現場の人である。彼等は他の何人よりも一層痛切に地方民と喜憂を共にし、其の苦痛を代辯し、之れが除去改善を計り得べき地位にある。従つて首相との會見は彼等を感じせしめ、各自の國政上に於ける重責を自覺せしめるであらう。首相が特に彼等と會見し、親しく語を交へたのは首相が右の効果を熟知するが爲めに外ならぬ。首相の此の温情は區長等の歸村後、再び國政の一翼としてその任務を遂行するに當り必ずや多大の成果を現はすものと信ぜられる。

今一つの重要な問題は女子の地位である。服装に關する限り嘗ては法規に規定されてゐた事も今日では當然の事となつた。現今ペーパークの街に見受けられる服装端正なる婦人達と其の舉止動作とは、男女の服装を正しくすべき法令を出した政府の措置が賢明であつたことを目のあたり證明するものである。政府の女子に關する福利増進策は更に尙武の精神昂揚と結婚の奨励に及んでゐる。即ち政府は女子士官學校を開設し、集團結婚式を主催し、結婚登記料を引下げた。又婦人問題と關聯して母性と幼兒の福祉擁護の問題がある。この點に於ても政府は進歩的向上的政策を実施しつゝある。

最後に戦争のため歸國せる數百の海外留學生に就て一言する。議會に於ける質問に答へて、文部大臣は過般次の如く答辯した。文部省は之れ等歸還學生に關しては多大の關心を持ち、學業の中途に於て歸國したものゝ内、タイ國に

於ては大學教育を受け得ないものに適當な職業を與へ、その他のものに對しては國內各地の大學に於て學業を繼續し得る様文部省に於て斡旋してゐる。

以上述ぶる所は極めて簡略ではあるが、老若男女を問はず國民全般の福祉について政府の示めしつゝある慈父の心を立證するものである。これ等の事實を省みる時、タイ國近時の向上進歩と國民の固き結束とは敢て必ずしも異とするに足らないのである。聽て大を成すべきタイ國將來の基礎は斯くの如くして今や著々と築かれつゝある。

遷化したワナラート大長老

タイ國に於ける佛教々團の管長として朝野の尊崇を一身に集めスタスナデーパワラーラム寺の座主であつたサクラ・サンカバリナーヤク・ソソテット・プラ・サンカラーチ・ワナラート大長老は去る五月十日遷化した。同管長に就て、國際佛教協會調査部某氏は次の如く語つた。『故アラ・ワナラート管長の遷化の報に接したことは感慨無量である。同管長は享年八十六(世壽)で法臘六十二であつた。夙にタイ國第一の高僧として聞え、同國佛教々團の管長には王族出身の大長老が推される慣例を破つて、昭和十四年に一般タイ國民の中から選ばれその管長就任式は王宮内のワット・ブラケオ(王室佛寺)の持佛堂に於て行はれ、タイ國

の數多の高僧達を始め、攝政殿下、首相以下の文武高官多數が隨喜した。爾來ワナラート管長はタイ國佛教々團最高唯一の管長として一萬八千の寺院と四十萬の僧侶を統率して國教の興隆に専念して來た。(タイ國の佛教にはマハーニカイとタンマユットニカイの二部があるけれどもこれは戒律遵守上の差異から生じたもので、日本の如き宗派ではなく、タイの佛教々團はセイロン系のテラワダ即ち南方佛教の教團であつて、一國一教團であるから管長も只一人である) 兎に角、轉換期に立つタイ國の佛教々團にとつてアラ・ワナラート管長の遷化は異常な衝擊であるに相異なく、又、教團の首脳部に對しては深刻な考慮と決意を要請してゐるであらう。』



タイ民族の造形文化

カルル・デリング
勝見勝 譯

著者 Karl Döring; Siam. Bd. I. Die bildende Kunst. Folkwang-Verlag. Darmstadt. Hagen i. w. Götta. 1923. から興味深い部分を譯出、本誌上に連載させて頂くこととしたものである。デリングは元來獨逸の建築家であり、長年にわたつてタイ國に滞在し、王朝の信任も厚く、本書中

に著者自身おられたることく、タイ國近代の英主といはれたチェーロンタコーン王の王宮造營に携はつたこともある。獨逸人のなかでも最もタイの事情に明るい一人であらう。タイに關する彼の著書や論文にはこの譯文の原書の第一巻に當る Siam. Bd. I. Land und Volk. のほか、なほ次のやうな

を引く。

- Kunst und Kunstgewerbe in Siam. Lackarbeiten in Schwarz und Gold. Asia Publishing House. Bangkok. Julius Bard, Berlin. 2 Bde. 1925.
- Buddhistische Tempelanlagen in Siam. 3 Bde. Berlin. 1923.
- Die Thot Kathin-Beier in Siam. Zeitschrift für Buddhismus, München, Bd. 7, 1926.
- Lijkverbranding in Siam. Netherlandsch Indië Ond en Nieuw, Bd. 9, 1924.

譯者は元々南方の工藝を研究してゐたため、その必要上デリングの著述を繙いたのであつたが、記述や考證になかなか興味深いものがあり、専門以外の部分をも譯出して見る考へになつた。タイ固有名詞の發音その他に多々不備の點があらうかと考へられるが、識者や先進の御叱正を得は幸ひと思ふ

序 説

東亞において獨立を確保し續けて來た三つの國がある。すなはち、日本・支那・タイである。これら三國はそれぞれ非常に個性的な特色と美とを具へた民族藝術を産んだ。尤も日本及び支那の藝術は從來も屢々大いに嘆賞

されて來てゐるのに反して、タイの藝術、特にその建築藝術に關しては、殆どなほ全く識られてゐないと云つても過言ではあるまい。日本及び支那——これら蒙古系の二大國家は、その位置が比較的世界交通路の幹線に沿つてゐるに反し、タイ國は直接それに接觸してゐない。歐羅巴人たちにタイ藝術が殆んど識られてゐないのは、恐らくここに起因するものであらう。しかしその他かにもまだ原因はある。支那及び日本は輸出に對して非常に努力して來てゐるのに反し、タイの藝術家たちはただ王侯・貴族・高官に奉仕し、或は寺院のために働くのみで、これらの後援者の保護を享けることに慣れ切つてゐる。従つてタイの藝術は貴族の藝術であり、一般には殆んど全く近づくことの出来ないものであつた。この事情はタイの過去の國家形態の全歴史的發展と非常に密接な關係を持つてゐる。タイは從來封建國家であり、王が最高の封建君主であつた。従つて藝術家は有力な領主に仕へるか、或はその保護の下にのみ仕事をすることが可能であつたし、事實彼らは王や諸侯の官吏に算へられることを

非常に誇りとしてもゐたのであつた。もしいづれかの土地において特殊の才能を具へた藝術家が見出されたとする

藝術と藝術家はタイにおいては常に大きな尊敬を拂はれて来た。歴史の傳へるところと、タイのある王様



第一圖

非常に誇りとしてゐたのであつた。もしいづれかの土地において特殊の才能を具へた藝術家が見出されたとする

は自分の建立せしめた寺院に自分の名をつけないで、その建築家の名前をつけたと云はれてゐる。歴史上の著作は寺院の裝飾について非常に詳しく傳へてゐるのであるが、しかも不思議なことに建築や繪畫や彫刻に関する専門文献に至つては、なほ現在まで一つも見出されてゐない。それは丁度歐羅巴中世の建築史が教へるところによれば、個々の建築師の一族や建築職人の組合があつて、その間で秘傳として建築技術が傳授せられ相傳せられてゐたやうに、タイにおいても建築や繪畫や彫刻や工藝の流儀の知識を傳へる一定の藝術家の一族があつて、彼らにより形式や構造や技法が存続されて来たのである。建築術及びそれに附隨する一切の藝術は、たとへ歐羅巴の中世におけるドーム建築職人組合の場合ほど厳格なものではなかつたとしても

確かにある意味で一つの秘傳であつた。

タイにおいては歐羅巴における程、諸藝術間の區別が嚴密になつてゐない。建築が主動的な位置を占め、他の一切の美術や工藝はこれに從屬するのである。建築以外に美術工藝の十個の部門が區別されてゐる。この點が特によく現はれてゐるのは、王室に仕へる藝術家たちの組織であつて、彼らが集つて十個の藝術の部門を意味するクム・シン・ム、Krom Sip Mu を構成するのである。これらの藝術家はチャング Chang の稱號を帯びるさうして大きな造營全體の指導者たる建築家はチャング・ヤイ Chang Jai と呼ばれるが、これは大チャングの意である。従つて彼はあらゆる種類の美術工藝に同時に通曉してゐなければならぬのである。彼は寺院とか宮殿とかの全體の計畫を樹てる。さうして非常に豊富な個々の形態の仕上げや加工は、彼の下でそれぞれ専門を受けもつ人々の手にこれを委ねるのである。大抵の場合彼はただ見取圖を彼らに與へるだけである。このチャング・ヤイの名譽は、昔は父から息子へと一定の名望ある一

族の間に世襲せられて来た。従つてタイの藝術が殆んど様式の變化を示さず、永く古來の傳統を堅く維持し來つた理由もこれによつて説明せられるであらう。

ところで藝術家はすべて官に仕へたのであるから、彼らは王室より夫々の稱號を與へられ、歴史書の上ではいつもこの官名によつて記載せられてゐる。原則として彼ら個々の姓名は官名の背後に隠され、言及されることがない。その結果タイの藝術史においては個々の藝術家の姓名が殆んど見出されない。この藝術上の無名性——それは個々の藝術家が大きな様式と傳統的形式的背後に隠される結果、非常に全體の纏まりをよくしてゐるのである。

このやうに個性とか主観とかいふものが藝術創作において殆んど表はれない一面、タイの裝飾は他に較べて遙かに自然との連關が強く、建築物にしても美術工藝品にしても、丁度熱帯林の植物のやうに調和的に生成してゐる。そのあらゆる點が有機的に構成され、本質的でないものや餘分なものは存在しない。たとへば植物とか動物

とか人間といふやうな自然形態と、何らの繋がりもなく純粹に思惟の上で構成され、抽象的に考案された裝飾は決して見出されないものである。タイの藝術家はその創作に際して、二重三重の目的（象徴的、技術的、また圖示的等の）を持つてゐるのである。従つて象徴性がなほ非常に大きな役割を占めてゐる。いづれ象徴性についてはこの著の獨立した一章において論じられねばならないと考へる。

タイ國人たちは現在佛教徒である。彼らの間では宗教が非常に大きな影響を持つてゐて、そのあらゆる思考や感情や行爲が、全く佛教の教義に浸透されてゐる結果、彼らのすべての藝術創作も宗教的・佛教的觀念を帯びてゐる程である。タイは南方佛教派の最も強力な根據地であつて、セイロン島との間には密接な相互關係を持つてゐる。印度において佛教の途絶えた現在、セイロン島が最も古い佛教文化の中心地であることは普く人々の認めるところであらう。既に西紀前二百年頃パタリプトラ Patlipatra (巴連非邑)の會議後、佛教の傳道僧が印度

支那地方に派遣されたと傳へられてゐるが、それは恐らくタイの土地であつたかと思はれる。

〔譯者註〕 Hinterindia (後印度)といふ言葉は——歐羅巴の方から見る時、いはゆる英領印度の前印度に對して、かう呼ぶことが出来るかも知れない。しかしわれわれはこれを採用すべきではあるまい。ここでは「印度支那」と譯しておく。

セイロンから派遣された僧侶がタイを訪れ、またその逆も行はれた。さうして國主の支持のもとに佛教は非常に繁榮を見たのである。タイにおける和蘭商館の長であつたヨドクス・スハウテン Jodocus Schouten も既に一六三六年、タイの君主たちが非常に澤山の寺院を建立し佛教をあらゆる方法で支持し、また王國の豊かな歳入の大部分が寺院の建設と維持のために當てられてゐることを報告した。實際タイの王室はごく近頃までこの傳統を墨守し來つたのである。王は年に二回華やかな行列をたてて主要な寺院に參拜されるが、それは舟行のこともあり、陸行のこともある。さうして寺院と僧侶たちに澤山の贈物をされるのである。またすべての侯伯や大名た

ちも、元よりこの國王の例にならふ。しかしそれはこれら貴族たちの間のみに限らず、一般民衆も争つて佛教のために喜捨を行ふのである。多くの寺院が民間より出た人々によつて建立され、また彼らによつて維持せられてゐる。豊かな地方のあらゆる榮華は、その寺院藝術の中に表はれてゐる。それは數世紀この方獨特の民族的様式にまで完成されてゐる。元來それは南部印度から由來したものはあるが、支那文化の影響のもとに土地固有の傳統に従つて全く独自の發達を示し、獨特の様式として認められねばならない價値を帯びてゐる。ここには建築・彫刻・繪畫・工藝の綜合によつて、調和ある統一性を持つた造形が完成されてゐるが、これは歐羅巴においてはただゴシック時代にのみ認められた現象である。

タイ藝術獨特の特徴は、個々の細部形態の愛すべき彫琢であつて、たとへば寺院において扉や窓の縁枠が、ごく上の方まで非常に繊細に裝飾されてゐる結果、われわれ歐羅巴人には個々の細部の形態が見わけもつかなくやつてしまふ程である。もつともこの際考慮されねばなら

ないのは、タイ人はわれわれより遙かに善い眼を持つてゐて、非常に高いところのごく繊細な裝飾線をすら見わけることが出来るといふ點である。われわれは書物や新聞雜誌に忙殺されてゐて、自分の周圍を鋭く觀察するといふやうなことはもはや慣れてゐないのに反し、タイ人はこの點においてなほ瑞々しい視力を備へ、自からの眼でもつて造營物の全體を、その個々の細部に互つて把握することが出来るのである。

印度建築藝術が記念碑性において優れてゐるのに對しタイは優美さと典雅さにおいて秀でてゐる。この線と裝飾のもつ繊細なリズムは、またタイ人の運動動作、特にその舞踊のなかに反映してゐる。従つてこの様式意識は民衆の一人一人のうちにも活々と働いてゐて、單純な何でもない人物でも、美しい裝飾を自由に描くことが出来るしかもそれが常に強く明瞭に顯はれた民族的性格を帯びてゐるのである。

〔譯者註〕 Vorindie (前印度)はただ「印度」と譯すことにする。

象徴性

佛教はすべての既存土着の宗教組織を否定することなく、むしろそれらを自己のうちに抱擁し、變容せしめるといふ點において、遙かに基督教に優つてゐた。たとへば波羅門教の神々を、佛陀の助力者として、またお弟子として示したことなどはそれである。しかも佛教は單に異教の神々の解釋を自己流に變化せしめただけでなく、精靈や魔神に對する信仰を、また過去の時代より傳承された世界觀を、民族の自由に委ねて敢て干渉しなかつたのである。

古代印度の世界構造觀に従へば、大地の中央に、*Menu*といふ大きな世界一の山が聳えてゐる。さうしてその頂上には七階の天があり、そのうち下方の三界中一番上の天は、いはゆる三十三神の天で、インドラの支配に屬してゐたのである。またその上には四階のプラーマの天が聳えてゐた。このやうな觀念を現在もタイ人は抱つてゐるのであつて、それはたとへば寺院の書院建築に

おける三角形切妻壁にも示されてゐる（原著第四十圖・本誌第二圖参照）。すなはちインドラ *Indra* 神が神象 *Era* *van* *Bravan* に跨り、そのさらに上方に *ブラーヤ* *Brayama* 神が白鳥の背に坐してゐるのである。さうしてこの山の周圍を太陽と諸遊星は運行する。太陽がこの山の背後に隠れると、すなはち闇黒の夜となり、太陽が再び東方に現れると、輝かしい朝が明ける。またこの山の周圍には、四つの部分世界が横はつてゐる。その南方のものが生命の地域として人間の棲んでゐるところである。タイ人の考へに従へば、この地域の中央にタイの土地があり、かつての首府の地 *アユッタヤー* があつた。また西方には死の地域があり、それは *ナガ* *Naga* (蛇の意) の國である。北方は死者の地域であり、*アスツル* *Ashur* (巨人の意) の支配するところである。さうして東方は *ガルダ* *Garuda* (鳥の意) が支配してゐる。*アスツル* は神々と人間の敵であり、天と地を破壊せんと企んでゐる。いつも死をもつて世界を脅やかしてゐるのである。十體の化身を持つ *ヴィシシュヌ* *Vishnu* は、この *アスツル* に身

を變じて、世界を脅やかす災厄から世界を解き放たうとする目的を持つてゐる。これが最もよく顯現するのは、*ライサンドラ* *Ramacandra* —— タイ語では *ブラ・ラム* *Phra Ram* —— とははれる化身にあつてであらう。この姿にあつて *ヴィシシュヌ* が遂行する争闘は、*ラマキエン* *Ramaken* といふ譚詩のなかで論はれてゐる。従つてそのなかでは、死と生の間の、また人間の世界と魔の世界との間の對立が、鋭く描き出されてゐる。

この點に關しては *バスマチヤン* *Bastan* (譯者・註一八二六一—一九〇五、近代人類學の祖と云はれる哲學者) がその「シヤム旅行記」 *Reisen in Siam*, S. 183 中で、次のやうな記述を與へてゐる。大地の環周はひとつの壁で鎖され、その壁は *ブラ・スマル* *Phra Sumeru* とそれにつらなる七つの連山からなり、その周りには四つの大陸と、二千の島々と、四つの海がとりまいてゐる。

元來人々は世界を四角なものと考へてゐた。タイでは今日でも大地の四隅について口にされる。さうしてその各々がそれぞれ一人の守護者の手に委ねられてゐるので

ある。ルキ十四世の大使として一六八七年にタイを訪れたことのある *ラ・ルッペール* *La Loubère* も、次のやうに報告してゐる。(彼ら(タイ人)は世界が大きな四角形であると信じてゐる。……彼らは地上が四つの住みうべき地方に分れ、それらは互ひに海で隔てられてゐるので、いはば四つの別々の世界のやうなものであると主張する。さうしてこの四つの土地の中央に、一つの非常に高い、四つの同じ側面をそなへたピラミッド型の山が存在すると彼らは考へる。それは *カオ・ブラ・スマン* *Kao Phra Sumen* と呼ばれる。……彼らの傳説に従へば、タイはこの山の南側に位置し、太陽と月と諸星とは、晝と夜とを構成する空間を絶えず廻轉する。さうしてこの山の上方には、彼らが *イントラチトラ* *Inthachitra* と名づける天があり、その更に上方には天使の天が擴がつてゐるのである。

別に纏まつた書物となつて残つてはゐないが、大地が四隅を有するといふ學説がタイにおけるほど榮えた土地は他になかつた。それはあらゆる人々に識られ、かつ

家や寺院や宮殿や都市を築造する際には元より、人々の寝室や居間を設ける場合にさへも、その點を顧慮する必要があつた。バスターンはこの點に關して次のやうに書してゐる (Reise in Siam, S. 234)。都市は丁度バラチンの丘の上に造營せられた羅馬の都と同じやうに正方形であつた。事實北部タイにおけるタイ・ヤイ Thai Jai の多くの首府は、正方形に造營せんとした努力の跡が見出される。

ベーンツ コークの都の大宮殿も、まさしく四つの天界に象どつて築造されてゐる。その東北隅には王室の廟堂たるワット・プラ・ケオ Wat Phra Keo があり、そこにはまた、タイにおける主たる佛陀像であるスマラクト Smaragd 佛陀が祀られて、寺院の名もそれに基づいて呼ばれてゐる。普通の寺院においては、その生命と幸福の地域である南の方に、僧侶の邑の附屬してゐるのが常であるが、ここではそれが無い。その位置に當る部分は王と王妃の住居が占めてゐる。中央寺院の西方には、既に多くの旅行家によつて報告されてゐるマハ・ドゥット

・プラサート Maha Dusit Prasat の力強い建築物が横はつてゐるが、ここは王の遺骸が火葬に附されるまで棺に納めて安置せられる場所である。タイ人の觀念に従ふと、西は死者の地としてそのために最も適した場所と考へられたのである。最後に宮殿の北方には大きな廣場があつて、そこで王の遺骸の火葬がとり行はれる (Doering, Buddhistische Tempelanlagen in Siam, Bd. I, I. Aufl., Text zu Tafel 3, 参照)。

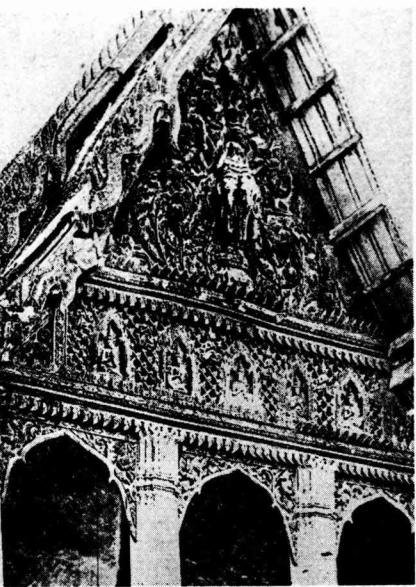
ベチャブリ Petchaburi 宮の構造においては、公の行事が營まれる接見の間と大式場とは南の部分をお占めてゐる。北部には女官たちのための建築物があり、西方には王の大きな寢室が位置する。さうしてその一階の正面には、廣い薔薇園と非常に麗しい庭園が設けられ、夕方の涼氣を樂しむことが出来るやうになつてゐる。南部の建築物の二階は、王の仕事をされる部屋で、王はそこに一日中籠られる。東側には露天の大きな階段があり、王がその裝飾船に乗つて宮殿を出入される時の、水上よりの表口となつてゐる。

タイ古代の觀念に従へば、メルの山頂に於いて四匹の獸の口から吐き出された流れが、四方に向つて注ぐと信じられた。北方へは黒いコチャシ Kochasi と呼ぶ象の鼻から一つの流れが源を發する。また南方へは赤いラヤシ Rajasi と名づける獅子王の大きく開いた口から、西方へは一匹の龍の口から、また東方へは馬の口から、それぞれ流れが發する。これら世界の四つの地域を分ち持つ四つの獸について述べた以上、東方には印度のガルーダ Garuda に相當するクルート Krut といふ鳥が支配することも一寸ふれておかねばならない。すなはち東方が出發、生の始め、誕生——佛教でいへば再生の地域であることが、この點よりするもいよいよ明らかである。前に四つの河に關連して述べた四匹の獸の中で、クルートが現はれるのはただ馬の場合ばかりである。南方は晝、輝く太陽、光、幸福、生命の地域である。西方は東方の反對に入り日、死滅する生命、没落、分裂、争ひの地域である。また北方は夜、暗黒、不幸、死者の地域である。タイにおいては主要な佛陀の像は、いつも顔面が東方

に向けられてゐなければならぬのである。同様の理由から王座にある王もまた東面されねばならぬ。また同じくその楯の紋章も東方に向けて考へられねばならぬ。たとへばチュラーロンコーン Chulalongkorn 王の治世に、紋章が歐羅巴風を模して二匹の支手によつて支へられてゐたといふのも、そのやうな見方で解釋しなければならぬ。右とか左とかいふのは、いつも紋章學においては紋章そのものの左右を意味し、従つて眺める者からの左右とは逆に考へられねばならない。つまり二匹の紋章の支手のうち、右のもの、すなはち南側のものは赤いラヤシ (獅子) であり、左すなはち北側のものは黒いコチャシ (象) であつて、それらはタイ人の見解によるとその族のそれぞれの王者であると考へられてゐた。タイの寺院はいづれも、多かれ少なかれ世界像との調和において築造せられ、すべての點において宇宙の忠實な縮圖でなければならなかつた。従つて例へばベーンツ コークのワット・サムナム Wat Samnang の寺院においても、中央寺院の四側面に四つの泉があり、それらは例

の四つの流れに相當する筈のものであつた。南方すなはち佛陀の像の右手の方には、一匹の獅子の Кат と開いた

れ泉が流れ出てゐる。さらにこの寺院においては、四つの附屬建築物が、主たる天の方向に従つて設けられてゐる。第一の東方に向いた建物の中には一人の生れたばかりの子供が描かれてをり、第二の西方に向いたものの中には一人の死にかけてゐる人物が、また北方に向いた建物には死者が、南方に向いたものの中には一人の冥想に耽ける僧侶が、それぞれ示されてゐる。従つてここでも東方には生誕を、南方には生命を、西方には衰滅を、北方には死をわれわれは見出す。これらの例は佛陀がその父王の宮殿を後にする前に、四つの旅行において見た四つの幻想に照應するものである。



口から、北方には一匹の象の鼻から、東方には一匹の馬の口から、また西方に向つては一匹の龍の口から、丁度メルの山頂から流れ出す四つの世界の河のやうに、それぞ

かくして寺院の建築が、主たる佛陀の像をメルの山の位置に見出すやうに計畫されねばならぬ理由も、また明らかとなる。佛陀の像は東方を向いて立つので、像の右手、すなはち南方は生命の地域として、そ

圖二第

こに僧侶たちの住居が設けられるのである。しかもそこにはのみ僧侶の邑は設けることが許されるのであつて、その理由はタイ人の見解にしたがへば、さうしてこそ僧侶たちに善く盡すことが出来るからである。そこが「幸福」を意味する 'Sukh'、といふ言葉で表現せられてゐるのもその爲である。

ところで必ずこの佛陀の像の右手に僧侶の住宅を設けるといふ根據は、次のやうな信仰に基づくものである。へもし僧侶たちの住居が佛陀の像に相對して設けられてゐると、僧侶たちは定命よりも早く夭折してしまふ (marana)。また佛陀の像の背後にあつたとすれば、僧侶たちの集團に分裂が起る (kalaha)。もし左手に横はつてゐたとすれば、僧侶の間に悪い病氣が発生して、それが死を招く。ただ右手のみが適當な位置で、この原則が守られるならば、健康と平和と融合が支配する ('Sukha') (Döring, Buddhistische Tempelanlagen in Siam, Bd. I. I. Aufl., S. 46参照)。ここに興味あるこれらとの類似點として指摘しておき

たいのは、ヨーロッパ中世僧院における僧房すなはちその居間とそれを通する廻廊が、生命の側面としての教會堂の南側に設けられ、墓所は北側に原則として設けられたといふことであつて、このことは聖ガレンの僧院を初めその他の僧院の古い平面圖を見れば確證することが出来る。

そこで以上に述べたやうに、北方は死、南方は生、西方は衰滅、東方は再生であるとすれば、人間もこの天の四つの區別に順應しなければならぬ。彼が夜眠るとすれば、眠りは象徴的には死と同一視される。従つて睡眠から元氣に活々として再び眼ざめるために、タイ人はその寢床を常に頭の先が北向きまたは西向きになるやうにしつらへる。頭をちも上げると、睡眠してゐる者の顔が東または南を向くからである。筆者がベチャプリ宮をタイの王様のために設計した時、このやうなタイ人の考へ方に未だ私は不慣れであつた。そこで私はそんなことと思はないで、王様の寢所の頭の方を、反對の側に向けて設計してしまつたのであるが、それでは側近の人々が承知

しない。チュラーロングコーン王御自身は迷信などにははれない方であつたが、國土の風習を徒らに傷つけることも好まれなかつたので、既に礎が築かれてゐたにもかかはらず、宮殿の設計は風習に基づくやう變更されねばならなかつた。バスターンもこの點について次のやうに報告してゐる。(Reisen in Siam, S. 228) タイ人たちは頭の先を北に、足の先を南に向けて眠るか、或は頭を東に、足を西に向けて眠る。(原書著註、後段はバスターンの觀察が正しくない。この反對である。) それは睡眠中に頭を西に向けてゐると、頭は失はれるか風にさらはれるか、象の頭ととりかへられねばならないか、いづれかであるからである。昔の言葉づかひに従へば、北方はフア・ノン hua-non (枕の意)、南方はバイ・ティン Pat-tin (脚の側の意)として表はされた。死骸が頭を西に向けて火葬されねばならないと同じ理由で、生きてゐる者は家の中で睡眠をとるに際して頭を東に向けねばならないものともこれも旅行や舟の上では、さう嚴密に守る必要がなからぬ。

タイにおいては支那人たちも、同じ原則を遵奉してゐる。睡眠中に頭が横へ向かないやうに、われわれから云へば甚だ快適でない固い枕を用ひるが、それには頭をのせるための圓い窪みがあつて、その結果常に頭は望みどほりの方向を保たれるのである。

多くの寺院においては地の四隅に象どつて、いはゆるウイハン・ティット Vhan Tit と呼ばれる附屬建築物が、天の四つの方向に應じそれぞれ建築せられる。たとへばプラトムマチェディ Prathomachedi の大寺院などはその好個の實例である。さうしてこれらの附屬建築物の中には、普通さまざまの佛陀の像が安置されるが、その際世界を開く佛陀は、世人たちが地獄も全天國をも見ることが出来るやうに、東面するのである。屢々描かれる寺院の圖もこれを表はす。佛陀は三つの世界の上に支配權を及ぼして、その力の最高點に立つてゐるのである。東はまた支配者の地域であり、最高の神の座である。プラバトム Phrapatom その他の寺院におきて、東側の附屬建築物内には佛陀の誕生とその最初の九歩の事蹟が

彫像として安置せられてゐるが、これは東方すなはち生誕を意味するのである。南には冥想に耽ける佛陀の像が西には衰滅の佛陀、または認識の樹蔭の龍の玉座に坐る佛陀の像が、さらに北にはいはゆるブラ・パレライ Pat-ra Palalai すなはち一匹の象が一瓶の水を捧げてゐる佛陀の像が、それぞれ見出される。タイ人の見解に基づけば、四つの元素は天の四方向に應じて東には風、南には火、西には土、北には水といふやうに割り當てられねばならない。従つて北では黒象が佛陀に水を捧げる所以である。龍はタイにおいては屢々土と同一視される。チュラーロングコーン王の治世四十年に際し、それを壽ぐために催された盛んな奉祝行列において、稔りをもたらす大地は百米以上の長さに及ぶ大きな蛇として表はされその上に地の神がうち跨つてゐたのであつた。佛陀は西方の無花果の樹の蔭で、善と惡の境界を認め、因果應報の法則を識つて、一大光明に到達した。また西方では、マラ Mara がその三人の娘たちを佛陀の前で踊り狂はせて、佛陀を誘惑せんと試みた。さうして佛陀がこの誘

惑にうち克つや、マラは再び暴風雨を佛陀に襲ひかからせた。しかしその時龍王が佛陀を守るためにやつて来て自からとぐるを巻いて玉座をつくり、その七重の頭を佛陀の上に擴げ、これを保護したのであつた。寺院建築の西の部分には、常に龍の玉座に坐つた佛陀が安置せられる理由はここに基づく。かくの如く南が生命を、北が死を意味するのに對し、太陽の運行にあたつて、東は死より生への出發點すなはち生誕を意味し、西は生より死への出發點すなはち衰滅を意味することは自明の理である。従つて入寂の佛陀(ブラ・サヤット Phra Sayat)は、タイの寺院においても常にまた西方に安置せられる。たとへばワット・チェトゥンホン Vat Chetupon (また Vat Pho) の寺院における有名な入寂の佛陀の像は、四十米以上の長さで特別の廟に納められてゐるが、それは寺院建築全體の西北の部分に位置してゐる。佛陀は足を西方に、頭を北方に向けて横はつてゐる。傳説の傳へるところによれば、佛陀は無限に高壽を保つことが出来ると云はれたが、佛陀は自ら生命への力を去らしめ、さうして

病みかつ入滅することが出来たのであつた。佛陀が北方に向く時、それによつてうつろひ易い時の世界から涅槃 Nirvana に入る、すなはち「死と直面する」意圖を告げ報せるのである。(未完)

〔挿繪・第一圖(原著第一圖)〕 王宮寺院ワット・プラ・ケオの前庭の情景(バーンツゴーク)

〔解説〕 これは西紀一七八二年以來二十世紀に到るまでタイ國を支配したマハ・チャツタリ王朝 Maha-Chakri の初代王によつて建立された。この壯麗な建築物は古い王宮内苑の周壁のうちに位置してゐる。そのためこれはタイにおいて僧侶區域の附屬してゐない唯一の寺院であり、従つてそれはまた僧院ではなく、タイの代々の王の王宮寺院として役目を果たして來た。タイの支配者の一族に關するあらゆる特殊な儀式は、この内で行はれたのである。さうしてその際宗教上の儀式を施行するためには、バーンツゴークの主要な僧侶たちが招聘された。殆んど王朝代々の王たちが、この寺院の建築に携はつて來た。この寺院がタイ王國にとつて特に重大な意義を持つてゐるのは、スマラクド佛陀の像が安置されてゐるためであつて、それに由來してこの寺院はまた「寶石の佛陀の寺院」とも呼ばれる。この信仰の厚い佛像には、その所有者が印度支那地方の支配權を握るといふ傳説が纏はつ

てゐるのである。一八九〇年代に佛蘭西軍の攻撃がバーンツゴークを脅やかした際には、この佛像は北方へ一時移されたこともある位である。この寺院において年に二回、いはゆる「信仰の水」を飲む儀式が行はれる。この主院建築の眺めは、特に繪畫的な屋根の形態をよく示してゐる。雨庇から垂れ下つてゐる銀製の多くの鈴は注目に價する。微かな風にもゆれ動いて、美しい音色を響かせるのである。

〔挿繪・第二圖(原著第四十圖)〕 ワット・プラ・ケオの書院建築ホオ・モンティエン・ターム Ho Monthien Tham の三角形切妻壁面の木彫(バーンツゴーク)

〔解説〕 三角切妻壁の上端には、四つの頭を持つた最高の神ブラ・プロム(ブラーマ)がその白鳥の背に跨つてゐる。その下方にはブラ・イン(インドラ神)が三つの頭を持つ白象エイランに乗つてゐる。また八坐のテバノム(側神)がその周りに配置されてゐる。ブラ・インは下方の神々の天の最上階にあたるダラデュンタ天の王であり、その上に四つのブラーマ天が聳えてゐる。この兩神の關係はこの壁面彫刻にもよく表はされてゐる。三角切妻壁の下方の帶狀裝飾部の五つの壁龕の中には、それぞれ五座の合掌せる神像が安置されてゐる。この寫眞の下部に見える四つの切妻を支へる支柱は、互ひに木彫の弓形裝飾をもつて連結されてゐて、この建築物全體のうちでも最も美しい部分である。

【短篇タイ文學】

追伸

タイ國 マーライ・チュービニト

譯者註 著者 マーライ・チュービニト氏はタイ國大衆文學の重鎮で



殊に諷刺小説分野の開拓者である。『クルーテープ』のペンネームを用ひるチャオプラヤーナムマサクモントリーがタイ國詩の革新に努力した如く、彼は精魂打込めて散文の改革に従事してゐる。彼は餘り大作を著はさず、隨筆風な短篇に世事を取扱つてゐる。一時文士クラブ・サイイプラデイト氏と協力大衆文藝週刊雜誌「スバープ・ブルト」紳士の編輯次長をしてゐる。

だが、日本通と支那通の記者の間に軋機があり、社内が分裂したためクラブサイイプラデイト氏が身を引いた。彼はこの外にプラチャーミット紙の編輯長をもしてゐたのである。故に彼は小説家であり同時にタイ屈指のチャーナリストでもある。本篇の隨筆が載せられた「スバープ・ブルト」紙はもと文藝雜誌として誕生し、當初週刊誌であつたのが、社内分裂に伴ひ改良されて日刊になつたのである。しかし毎週文藝特別號を發行してタイ國文學の革新を計つてゐる。尙冒頭のカットは原文(タイ文)が「スバープ・ブルト」紙に掲載された際用ひられたものである。

過ぎし朝家の階段を降りて來た時、二三ヶ月前に私が植えて置いた薔薇の樹に花が咲いてゐたのを見た。私が若かりし頃したやうにその花を探し、ポケット又は洋服のボタンに挿し、讀者はお考へになるかも知れないが、事實はさうでなかつた。私はたゞ感慨深く觀賞したに過ぎなかつた。第一にそれは私の努力の成果であつた。第二にそれは美しい感情の世界に導いてくれるのであつた。――たとひ世界は今火の玉に燃え盛り、人類は互に建設よりも破壊に努めてゐるとはいへ、最後に私の過ぎし人生の「最初」になしたる全ての事を思ひ起させるからであつた。

例へば
物事が解り出した「最初」の頃
私が尊い最愛なるものを失つた「最初」の頃
私がタイ國民としての義務責任を自覺した「最初」の頃
私が新聞に執筆した「最初」の頃

私が女性を愛した「最初」の頃
等である。

この最後の「最初」は私は良く記憶してゐる。他の「最初」よりもはつきり腦裏に焼き付いてゐる。女性を愛した事はそれが初まりでもあり、終りでもあつた。私が戀物語を公けにするについては、私の妻は何等苦情を申出でまい。ある時、遠い「過ぎし日」の事であるから今更文句を言はれても初まりつこない。

二人は電車の中で初めて會つた。これは戀愛物語の主人公が出合ふ場所としては不相應ではあるが、しかし人生申男女が出合ひ知合ふもつとも自然な場所である。彼女は財布を落した。私はそれを拾つて渡した。彼女は眼に口に笑を浮べて禮を述べた。まるで十銭の辻小説見たいではないか。

しかしそれが彼女と私が知り合ふ機縁であつた。彼女の名は、後にウサー(譯

者註、金銀の光の意)と呼ばう、何故ウサーであるかそれ以上は語るまい。ただ彼女はしなやかな身體で、女學校を卒業したばかりである。眼は美しく、聲は銀鈴の如くであつた。當時私が若い時代にはもつとも優れた女性であつた。電車の奇遇以來二年の間交際が續けられた。

二年の年月は若い男女が親しく交り、互の性格を観察して、互の心を打ち開けるに充分であつた。私は彼女に心の中を打ち開けた。ウサーは快く私の愛を受け容れた。

「しかし私達はまだ結婚は出来ません」彼女が言つた。私達は結婚生活を幸福にしなければいけません。私達の地位が安定するまでもう二年待ちませう」

當時私は學校を出たてのほやく、職があつたといつても、まだ四十五パーツの薄給だつた。勿論結婚問題は腦裡になかつた。私は一年、二年はおろか、五

年、六年も待たねばならぬと思つてゐた故にウサーが二年待つてくれと言つた事は正當だと思ひ、彼女の言に従つた事は當然であつた。

ウサーが提案した二年は過ぎた。二年の年月は戀をしてゐる男に取つて向上するには充分であつた。戀は私が達すべき頂上即ち希望への道を短縮し近くした。私は若人の考へで、もはや結婚するに充分な地位になつたと思つた。しかしこの二年の年月は又ウサーをして、彼女と私は結婚するに不相應だと考へさせるに充分な期間であつた。私達は何時までも愛人で、友人のように交はらうと彼女は言つた。

私は白狀する。私はウサーの考へが解らなかつた。二人の男女が互に心も身も自由で、互に心から愛し合つてゐながら女性の方が友情が結婚より大切としてゐるため、結婚出来ない。私はかういふ思

想を大衆小説で見た事があるが、實社會では初めてである。私の考へでは、愛し合つてゐたら結婚するべきである。早い遅いは各々の状態に従ふとして、これが人生並びに自然の法則である。

しかしながら私は待つた。賢かさからではなく、このやうな思想のもとに存在する愛も世の中にあると云ふ若人の夢を描きながらである。結果はどうであつたか? 六ヶ月後、ウサーは可愛い顔をした、若くて、私よりも金持ちの青年と結婚した。

このやうな經驗をした方は「世の中にざらにある尋常茶飯事」と云ふであらう。私は反對しない。私は斯かる状態に置かれてどうなつたであらうか。これには私と同じ經驗を有する若き男女が讀者諸君に答へてくれるであらう。しかし私が述べた如く、私が女性を愛した「最初」は私の青春期の初めでありまた終りであつた。

世界と人生は時間と同じで絶えず過ぎ去つて行く。私は最近ある映画館でウサーに合つた。彼女は相變らず眼に口に笑を浮べて挨拶した。「元氣ですか」私は帽子を脱いで「元氣です」と彼女は挨拶した。

彼女の明るい血色のいゝ顔、白い頸に巻かれてある寶石の頸飾、腕と指には寶石の腕飾、指輪が輝いてゐるのを見た時私は心から彼女の結婚の幸福を喜んだ。私はウサーが私の如きものと結婚しなかつたのは運が良かった、とさへ感じた。私のごときその日暮しの貧しい者と結婚してゐたら、現在のような幸福は得られなかつたであらう。

ウサーを呼ぶ聲が後ろに聞えた。私はふと振り向いて見た。私からみれば叔父と呼ぶべき年齢の人が年よりもほがらかに笑つてゐた。そして買つて来た切符を手にウサーの方へ歩いて來た。ウサーは私を紹介した。

「……この方は……私の古い友人です。そしてこちらは……」
私は帽子を脱いで一體して別れた。ウサーが彼女の新しい夫君を何んと紹介すべきか適當な語を考へてゐる最中に別れた。

私は其處を去つた。私は十年前の出來事を思ひ起して苦笑した。私は財布から一錢銅貨を取り出して、小さな美しい眼をした乞食の女の子に渡しながら、愛は結婚とは關係がない事を今更のやうに考へた。

これが私の人生の中で數ある「最初」の中の「最初」であり、そして其後に又「最初」があつたが、しかしそれはこの「最初」以外の「最初」である。

——完——
(江原英太郎)

タイに於ける演劇取締法令

本協會調査部

タイの演劇は詩劇にその端を發してゐる。初期に於ける演劇は單に詩に追隨する舞踊に過ぎなかつた。言ふまでもなくタイ文學はその初期に於て佛敎文學であつた。故にこれ等の詩並びに舞踊も少からず宗教的色彩を帯びてゐる。其後叙事詩が劇詩に發達するに従ひ、これ等詩に追從する舞踊は愈々發達するに至つた。即ち従前一人舞であつたが、各々の役に從ひ數人で種々様々の振付けが行はれてゐる。この時代に入り、歌詩が誕生した。當時舞踊詩劇等は王室に限られたもので、俳優、詩人は皆勅選であつた。其後最高官吏にして相當數の奴隸を有する者には自家お抱への俳優を養生し劇團を編成してゐた。アヌッタヤー王朝がビルマの攻撃に敵對出來ず、都は廢墟と化した。それと同時に藝術の封建的傳統は衰亡

し、王室から民間の手に移り、新發足を見るに至つたのである。以來劇は急速な進展を見せて、歌詩劇から活劇になり、種々の劇形式が生れ出た。その中に喜劇もあり悲劇もあり、戀愛劇もあつた。然るに歐米の資本主義自由主義的文化が移入されるや、劇にも多大な影響を及ぼし、自由主義的衰退の色を帯びて來るに至つた。思想の頹廢、民心の放埒等は、決戰下タイ國に執り當然處理されるべき問題になつた。國民の協力、國家に對する愛國心の鼓舞、宗教の信仰、國王に對する尊信等を増進するとともに、國家の發展、アジア新秩序建設を期する意味に於ても、國民の心を動搖せしめる頹廢的思想は一掃すべき時代が來たのである。政府は演劇の改良を計ると同時に、これらに對する強力統制をも行ふ事に決した。即

ち佛曆二四八五年十二月七日演劇文化に關する勅令が公布された。

いま該勅令に對する政府の説明を窺つて見よう。

「音樂と劇は國家の重大部門であり、文化に寄與する所甚大にして又政治に及ぼす影響少しもせず。音樂と劇は文化宣傳の最高武器であり、又同時に個人の修養にもなる。音樂と劇は國家の文明を表はし、一面國民生活を反映する。昨今國家並びに世界の進展には眼覺ましいものがあり、又國家間の關係は愈々多岐を加へる。故に諸外國の文明に劣らぬやう我が國の音樂演劇の改善も必要となつたのである。(中略)我が國の各方面の文化は既に改善されたが、音樂と劇はまだ一元的統一が見られてゐない、各自勝手な方法手段によつて興業されてゐる。これは音樂と劇に關する我が國の藝術が保護改善されず、且つ組織化されてゐないため、漸次衰退の傾向にある。或るものは國家の傳統的な劇であるかも知れぬが、しかしこの中には社會政策上面白からぬものもあり、又は不道德なものもあり、又國家の發展を阻止するものもある。

る。故にこれ等は改善されねばならぬ。(後略)」
この勅令は一般に行はれてゐる演劇形式を参照して立案されてゐる。勅令の内容を左に譯出しよう。

佛曆二四八五年演劇文化規定勅令

- 第一條 本勅令ハ「佛曆二四八五年演劇文化規定勅令」ト稱ス
第二條 本勅令ハ官報ニ公布シタル日ヨリ三十日後ニコレヲ施行ス
第三條 本勅令ノ條項ニ反スル他ノ勅令、法令及ビ諸命令ハコレヲ廢止ス
第四條 演劇ヲ左ノ三種ニ分類ス
(イ) ウブラーコーン (歌劇) Opera
(ロ) ナータカム (普通劇) Drama
(ハ) ナータドントリー (音樂劇) Musical
第五條 歌ト音樂ヲ主ニシテ會話ガ重要ニアラザル歌劇ノ形式ヲ左ノ通り分類ス
(1) マハーウブラーコーン (大歌劇) Grand Opera
右ハ音樂ト歌トニヨル悲劇ニシテ科ヲ用ヒルモ白ヲ用ヒザルモノトス
(2) ナータカム・ドントリー (樂劇) Musical Drama

右ハ前項ノモノヨリ輕キ歌劇ノ形式トス(前項ノ歌劇ノ歌ヨリモ平易ナルモノ)

(3) チュンウブラーコーン(小喜歌劇) Operetta

右ハ滑稽ノ含マルル輕キ歌劇ニシテ白ヲ用ヒザルモノトス

(4) スタウブラーコーン(喜歌劇) Comic Opera

右ハ滑稽ニシテ輕キ歌劇ニシテ白ヲ用ヒルモノトス

(5) ハッサウブラーコーン(滑稽歌劇) Opera Bouffe

右ハ輕キ滑稽ナル歌劇トス

第六條 科白ヲ用ヒ、音楽ト歌ヲ含マザル劇ヲ左ノ通り分類ス

(1) ソークナータカム(悲劇) Tragedy

右ハ高級ナル脚色ト白ヲ用ヒテ悲哀ナル結局ヲ結ブモノトス

(2) ナータボト(正劇) Drama

右ハ人間ノ欲望ト現實トノ反撥ヲ示ス嚴肅ナル劇トス

(3) ウェークナータカム(通俗劇) Melodrama

右ハ人心ヲ鼓舞シ感激ヲ與ヘテ幸福ヲ以テ結局ヲ結ブモノトス

(4) スタナータカム(喜劇) Comedy

右ハ輕キ劇ニシテ興味ニ富ミ又ハ皮肉ヲ加味シテ日常生活ヲ描キ幸福ヲ以テ結局トスルモノトス

(5) ハッサナータカム(笑劇) Farce

右ハ滑稽又ハ奇異ナル娛樂劇トス

第七條 音楽、歌、科、白ヲ重要要素トスル「ナータドン

トリ」(樂劇)ヲ左ノ通り分類ス

(1) スタナータドントリー(喜歌劇) Musical Comedy

右ハ歌ト舞踊ヲ用ヒタル娛樂劇トス

(2) タッサナーコーン(レビュー) Review

右ハ舞臺ト舞臺裝置ニ重キヲ置キ次々ニ場面ヲ變ヘ舞踊及ビ歌ヲ用ヒ、又時世ノ皮肉ヲ含ムモノトス

(3) ウィチトタッサナー(傳奇樂劇) Pantomime

右ハ奇異莊嚴ナル劇ニシテ娛樂性ニ富ム、舞踊、歌、皮肉ヲ含ミ傳奇劇ニ局ヲ結ブモノトス

(4) ウィビトタッサナー(雜劇) Variety

右ハ寸劇ニシテ場面ヲ變ヘ舞踊唱歌諸藝ヲ成スモノトス

第八條 營業經營又ハ収益ヲ求ムルモノ、公集會場ニテ興業スルモノ又ハ相當人數ノ觀覽者ヲ集セル場所ニテ演ズルモノニシテ個人的慰樂ヲ以テ演ズルモノニアラザル興業

ハ第五、六、七條ニ規定シタル形式ノイヅレカニ屬シ規定シタル以外ノ内容ヲ以テ演ズルヲ禁ズ但シ特別ノ許可ヲ得タルモノハコノ限ニアラズ

第九條 第五、六、七條ニ規定サレタル各劇ノ劇ヲ公演スルニキハ許可ヲ要ス。許可アリタルトキハ所定ノ許可條項ニ從フベシ

第十條 藝術局ハ音楽及ビ演劇ヲ取締リ左ノ諸事項ヲ行フ

(1) 興業演劇ニシテ第八條ニ規定サレタルモノノ内第五

六、七條ニ規定サレタル形式ニ所屬スルカ又ハ所屬セザルカヲ決定ス。該決定ニ満足セザル當該者ハ該決定ノ通告ヲ受ケタル日ヨリ七日間以内ニ國民文化審議會ニ申出ズル事ヲ得、但シ國民文化審議會ノ決定ヲ以テ最終トス

(2) 適當ト認めタル特別ナルモノニ限り、第五、六、七條ニ規定サレザル形式ニヨル演劇興業ヲ適時ニ許可ス

(3) 國民文化審議會ノ贊同ヲ經テ左ノ事項ニツキ規定ヲ設ク

(イ) 演劇興業許可規則及ビ許可條項ヲ定ム

(ロ) 演劇形式、演出脚本、興業場、出演俳優、觀覽者ノ種類等ノ取締並ビニ俳優養成ニ關スル取締規則ヲ定ム

(ハ) 音楽ノ取締規則ヲ定メ演奏、演奏種類、方法等ヲ限定ス

第十一條 土地ノ風習ニヨリ地方ニ於テ娛樂ノタメ公演サルルモノニシテ規定サレタル文化背反ニアラザルモノ又ハ不道徳又ハ國家ノ進展ヲ阻止スルモノニアラザルトキハコレヲ適當ナル時期ニ興業スルコトヲ得但シ關係當局ニ申請シテ許可ヲ得ルヲ要ス

藝術局ハ之ガ許可ニ任ズル關係當局トシ、國民文化審議會ノ贊同ヲ得テ郷土ノ演藝ニシテ許可サルベキ公演並ビニ公演方法ヲ規定ス、並ビニ公演用ノ道具衣裳ニシテ文化ニ反スルモノ、又ハ國家ノ發展ヲ阻止スルモノ又ハ不道徳ニ亘

ルモノノ使用禁止又ハ限定ヲナス

第十二條 第十條又ハ十一條ニ規定サレタル許可並ビニ取締ニ關スル權限ハ藝術局コレヲ縣知事又ハ規定サレタル地方區域ニ於テ藝術局ノ代行ヲナス者ニ委任ス

第十三條 第八條又ハ第九條又ハ關係當局ノ命令ニ違反シタル者ハ佛曆二四八五年國民文化法第十五條ノ規定ニヨリコレヲ處罰ス

第十四條 總理大臣コノ勅令ヲ奉戴ス

右勅令に引續いて、藝術局では十二月十七日付を以て演劇取締並に許可申請規則を發表した。これが概要は左の通りである。

興業主は公演前十五日以内に脚本三部を添附許可申請をする。又脚本なき場合その種類内容を詳かに明記する。脚本は藝術局審査の結果訂正を命ずる事がある。最終稽古の時に藝術局員出張して検査する事がある。興業場は衛生を重んじ、觀覽者に危険なき事、國民文化に背反しない事を確め、もし上演不適當と認めたる時は改良又は上演禁止を命ずる。觀覽者の年齢、階級を制限し、許可に際して制限を加へられたるものに對

第十一條 土地ノ風習ニヨリ地方ニ於テ娛樂ノタメ公演サルルモノニシテ規定サレタル文化背反ニアラザルモノ又ハ不道徳又ハ國家ノ進展ヲ阻止スルモノニアラザルトキハコレヲ適當ナル時期ニ興業スルコトヲ得但シ關係當局ニ申請シテ許可ヲ得ルヲ要ス

藝術局ハ之ガ許可ニ任ズル關係當局トシ、國民文化審議會ノ贊同ヲ得テ郷土ノ演藝ニシテ許可サルベキ公演並ビニ公演方法ヲ規定ス、並ビニ公演用ノ道具衣裳ニシテ文化ニ反スルモノ、又ハ國家ノ發展ヲ阻止スルモノ又ハ不道徳ニ亘

しては興業主は之を厳守しなければならない。許可を受けたる興業主は許可書を興業場に掲示する。許可書は許可上規定されたる期限のみ効力を有す。しかし藝術局が一應許可したるものにしてなほ不適當と認めたるものはこれを禁止、改善せしむる。許可を訂正せる場合は新たに申請をなすを要す。興業主は藝術局員の上演審査に便宜を供與するを要す。音楽演奏はその演劇形式に應じた樂團を用ひる。佛曆二四八六年六月八日以後に公演をなす演劇に出演する俳優は藝術局の俳優免狀又は藝術局が俳優と認可したる者に限る。免狀又は認可書のなき者の出演を禁ずる。佛曆二四八六年六月八日以前公演のものも藝術局が養成する要あると認めたる者に對して出演前にこれを養成することがある。

尙同日付を以て俳優養成規則を發表した。その要旨は左の通りである。

藝術局の俳優免狀又は認可書なき出演者、音楽演奏者にして特に認可書を欲する者は藝術局が開催する講習

を受ける。講習期間は四十八時間以上を九十日以内とする。講習科目は、(イ)藝術局所屬藝術學校第四學年に相當する。舞踊の定理及び實習、(ロ)同音楽の定理及び實習、(ハ)同文學、歴史、文化及び藝術に關する法令、憲法である。受講者は試験を受けて、全科目滿點の半分であれば藝術局はこれに俳優認可書を授ける。受講者の資格は多少なりとも經驗のある者ととして、その道の大家の保證を要し、保證なき時は藝術局に於て試験を行ふ。藝術局所屬藝術學校第四學年に相當する授業科目を設定せんとする學校は授業科目明細並びに實證を提出すべし。藝術局適當と認めたる時これを同等科目と認める。又この場合該校は藝術局に申請し、卒業生に藝術局の俳優認可書を授ける事を得る。

右の如くタイ國政府は演劇方面に大英斷的改革を行つた。しかもそれは單なる形式の改良ではなく、俳優の養成から初まつてゐて、根本的に出演者の思想の改善にまで乗り出してゐる。換言すれば政府は演劇の統制を圖り演劇は國家事業として國家管理に移つたのである。

日本



日本新聞記者から見た

ピブン首相とパホン大將

増田壽郎

ピブン首相の初印象

傑れた人物に接したときは何か心豊かな後味が残るものである。

「新らしい泰」の扉を開いた前首相ポット・パホン大將、今着々と新興國の礎を築きつつあるピブンソクラム首相の二人の間には人



柄としては大きな違ひがある。しかし人間的魅力の點には甲乙はつけ難い。

ピブン首相の風貌に初めて接したのは昨年二月二日であつた。昨年一月廿五日は泰國が米英に宣戰を正式に布告した日である。一月八日拂曉米英機は突如ベンコック市を盲爆して無辜の民を殺傷した。續いて同じ月の廿四日夜第二回目のベンコック官爆が繰り返された。國民は憤激に^{そとせ}符を決し、政府は翌日直ちに宣戰を布告した。我々ベンコックにあつた日本人記者團はこの政府の英斷に祝意を表し、同時にこの

國の指導者ビブン首相の心境を戦ふ故國に傳へるため首相に會見を申入れた。劇務の餘暇を割いて首相は二月二日の午後首相官邸で會見した。二月の初めと云へば未だ暑期には入らず、割りに凌ぎよい頃ではあるが、午下りしかも背廣にネクタイを固く結んで罷り出た我々には、それだけで相當な暑苦しさを感じられた。祕書官が導いてくれた階下の應接間、首相の椅子を中心に半圓型に我々の座席が用意されてある。フト見ると正面の棚に杉山參謀總長の寫眞、續いてムツソリーニ首相、リッベントロップ獨外相その他樞軸國諸名士の署名入り寫眞が所狭く飾られてある。そこには何かビブン首相の奥ゆかしさと云つた感じが漂つてゐる。そこへ當の首相が無難作に現れた。キチンとボタンをかけた麻の背廣服、赭顔、思つたより小柄な風姿、微笑をたたへて記者の一人一人に握手したのち、「どうか氣樂にして下さい」と一寸堅苦しくなりかけた空氣をほぐすいんぎんな態度、「獨裁者」として描いて來た想像が一寸肩透しに會つた思ひである。記者團からの質問にも首相の答へは別段殊更らしい氣

取りを付け加へるわけでもなく、平靜な口調で語るのだつた。「泰國が米英に宣戦したのもこの戦争を速に勝利に導くためです。これも日泰同盟條約の具體化に他なりません」。日常生活をきけば開け放しに語る。「私はゴルフはやりません。テニスの方が球が動いてゐるので面白があります。夕方一時間のテニスが私の楽しみであり、仕事に對する元氣もこゝから湧いて來ます」。戦時内閣を造られては……と云つた質問が飛出す。「今の内閣はすでに戦時内閣として強化されてゐます。私は首相のほかに國防、内務、外務の三相を兼ねてゐる。だから事統帥に關しては勿論、國家重大の機密を要するものは自分は獨斷で決定出來ます」。今までの微笑が消えて、こう云ひ切る首相に私は初めて期待してゐた或物に觸れた様な氣がした。

男惚れのする果斷

無血革命二年後の昭和九年、三十七歳の若さで時のビブン大佐は國防相に就任した。彼は國民に警告した。

「近き將來シンガポールは必ずや樞軸、反樞軸軍の争奪の的となるであらう。その様な場合にも泰は獨立保全のために今から國防を強化して置かなければならない。泰國の國防豫算はその歳一躍總豫算の四分の一を占めるに至つた。大東亞戰爭勃發の十二月八日ビブン首相はバンコックには居なかつた。二日程前から佛印國境のシソホン附近に前線視察中であつた。急報を受けてバンコックに歸つた首相が、わが坪上大使と皇軍の泰國通過について首相官邸で交渉を始めたのはすでに大東亞戰の戦端も開かれた八日の午前七時からであつた。交渉に臨んでの首相の態度には何等平生と變つたところも見られないほど落着いたものであつた。坪上大使からの話しを聞いた首相は我が要求を即座に承諾した。續いて二日後の十日には坪上大使と日泰同盟の交渉が行はれた。この話し合ひは僅々十五分で纏まつたと云はれる。泰國はこの返事一つで戦禍を免れたのであつた。

昨年の四月二十二日泰國の通貨ベートは大幅の切下げを斷行して圓と等價になつた。國民經濟の上からみても

これは小さくない問題であつた。それだけに東京で開かれてゐた日泰經濟交渉も多少手間取つた模様である。東京に呼應してバンコックでは大使館首腦者がビブン首相と會見して首相の意向を訊ねた。その場で首相は斷行を明言した。懸案は立ち所に解決である。立會つてゐた泰側關係者があつてさせられた程の果斷な返事であつたと云ふ。先を見透す慧眼と果斷「全く男惚れがする人」と常日頃接觸の多い我が關係者も感慨を語つてゐた。

「首相」以上の人物

眞の統率者には二つの面がある。民衆をはるかに抜きんでて立つ部面と、その反面あくまでも民衆とともに喜憂を分つ親しみ深さである。泰國でみるビブン首相は確かにその一人と云へる。泰國民のビブン首相に對する氣持には唯單に「首相」と云つたもの以上のものが籠められてゐる。それは折りに觸れて色々に表現される。泰の新聞第一頁には

一、國家——泰國

一、指導者——ピブン・ソングラム
一、目標——勝利

の標語が大きく刷り込まれてある。昨年七月十四日はピブン首相の第四十五回の誕生日であつた。泰の新聞はいづれも特輯號を出した。ある有力紙の社説にはピブン首相こそかのビルマ軍の侵略を撃退して、泰國の獨立と自由を回復したタクシン王と並んで「指導者」の尊稱にふさはしい人と推賞した。泰國の父」と云ふ滅多には使はれない言葉も度々ピブン首相には使はれてゐる。昨年の春頃泰の宣傳局は各家々にはピブン首相の寫真なり肖像を掲げるやうにと注意した。泰の劇場映畫館では終りに幼帝アナング・マヒドン陛下の肖像を映寫する慣しになつてゐるが、丁度この頃から開演の最初にはピブン首相の半身像が映されるやうになつた。観客は一齊に起立してこれに敬禮する。ピブン首相の誕生日にはスイスに御留學中の幼帝陛下から懇ろなる御祝電が寄せられたと新聞は報じてゐた。この日は官廳は勿論銀行會社、學校も休んで軒毎に國旗が掲げられた。ピブン首相は西歲

と云ふので國旗の下に鶏のマークが添へられた。この日の挨拶には「ピブン・ソワデー」(ソワデーは泰の挨拶の言葉)なる新造語が人々に交された。「ハイル・ヒツトラー」を聯想すると新語の意味がハツキリして来る。昨年の九月以來泰國政府は國民の國旗に對する尊重の念を更らに徹底させ始めた。午前八時號砲がバンコックの空に響き亘るとこれを合圖に官廳、學校等に國旗が掲揚される。その時は道往く人も車も動きを止めて國旗に向つて敬禮しなければならぬ。熱帯の朝の天空にもふさわしくこれは清々しい風景である。ところである日の新聞に「掲揚する國旗の見えない場合にはどこを向いて敬禮すればよいか」との質問に答へ宣傳局では「その際は首相官邸の方向に向つて敬禮する様に」と教へてゐた。泰國に於けるピブン首相の位置は我々が考へる以上のものであるのだ。

國民と共に生きる

泰の國民がピブン首相に「首相以上」の尊敬を拂つて

ゐることは、民衆的親しみが薄いと云ふことではない。國民の日常生活についての思ひ遣りはむしろ「首相」と云つた固苦しい上衣を脱ぎ捨てた、非常に身近なものである。

昨年秋の泰の大洪水はこゝ数十年にもなかつた大きなものであつた。九月末から水に浸り出したバンコックの市内は十二月の中頃になつて漸く道路が乾き切つた程であつた。だから十月、十一月の二ヶ月間は一家を出るにも小舟による他はなかつた。然し我々から見ると不思議にさえ思へたことは市民の顔には一向に憂鬱の影が宿つてないことであつた。小舟を操つてむしろ嬉々として水を楽しんでゐる。この時初めて「水の國泰」のほんとうの姿に觸れた思ひがした。しかし水にとざされたその日その日の市民の生活が、新聞の筆調で退屈であることは、争はれなかつた。そのしめり勝ちな空気を破つてラジオに新しい話し手が現れた。「スマギー・チャイ」と云ふのがその主である。「スマギー・チャイ」と云ふのはピブン首相がつい最近引移つた新しい首相官邸の名である。

この放送はピブン首相の言葉であることが間もなく分つた。洪水であふれたために養殖場から數多くの鰻が逃げ出して、バンコック市内にも泳ぎ出て來たとの噂は我々の臍を冷した、眞逆かと思つてゐたところへ「スマギー・チャイ」氏は或る大臣が私邸の庭で釣りをしてゐた鼻先きへ、ぼつかりと鰻君の御入來、ビツクリして逃げ出した。とのニュースを多分にユーモラスな口調で語るのである。恐ろしい筈の話しも市民には滑稽な話題の一つになつた。道路の上でトラツクと舟が衝突した。とスマギー・チャイ氏は又話題を出す。これだけでも我々には珍妙な話である。ところで泰では陸上では左側通行だが水上は右側通行となつてゐる。水で隠れた道路の上ではこの兩者は衝突するのが當然の理屈である。しかし罪はどちらにとの答へに「スマギー・チャイ」氏は舟の側にあると裁いた。「そこは矢張り道路の上なのだから……」そんな小話しを時に交へて市民の氣を引立てるのだつた。勿論その合間々々に戦ふ國民の團結を説き、勤勞精神を鼓吹するのが放送の狙ひではあつたのだ。そ

の内に水も退くと、今度は「一二七五」氏なる奇體な名の放送者が登場して来た、役人の怠惰あるひは不正をビシ／＼と暴き立てる。某縣の專賣局のお役人は政府の目をかすめて煙草を賣つた。或る地方の官吏は百姓の上前をはねて米を高く賣つてゐる。彼



に立つのはユワチオン諸君だ。私は齡すでに四十五歳、廿歳代の燃ゆる希望も今の私には夢となりつゝある。ユワチオン諸君はこの私のあとを繼いで貰ひ度い」

等とは近い内に法廷でお目にかゝる」稻妻の様な戦慄が官吏の世界を走つた。「一二七五」と云ふ數字はビボン首相の士官學校卒業番號であると云ふ。泰國でこれだけ役人に思ひ切つたことの云へる人は首相を措いて他にないことからその放送主が誰れであるかは明瞭となつた。或る日の「スマギー・チャイ」氏はシンミリした口調で青少年團のユワチオンに呼びかけてゐた。「都會の一部分をみて泰の文化を錯覺してはならない。文明國に比べると泰は百年もおくれてゐる。だから國民は今までの數倍の努力で前進しなければならぬ。その先登

に姿を現す機會は餘り多くはない。しかしラヂオに新聞に又その施策を通して國民には極めて身近に存在である。商賣と名のつくものは殆んどこれまで華僑の手に握られてゐた泰國で、如何にしてこの「失地回復」を実現するかは大きな社會政策の一つである。このために政府は昨年六月、廿七種の職業を限つて以後外國人（主として華僑）にはこれを禁止する觸れを出した。炭燒きもその一つである。ところで大部分が華僑の手で出来た木炭はそれと同時に出廻りが非常に悪くなつた。ビボン首相は早速官邸の傍に炭屋を開いて市民の不自由を緩和する傍ら商賣の貴さを教へた。その後間もなく我

々が會見した折に「もう一千パーツも儲かりましたよ」などと氣輕な話を聞かしてくれた。市民に野菜を作れと勧める一方「トイ・ケオ（支那うどん）商賣を市民に機會ある毎に説くのである。食糧の供給も殆んど華僑の手に獨占されてゐる現状から、泰人の手による自給自足への轉換を極めて卑近な例から國民に教へようと云ふのであらう。

良き父に歸る

ビボン首相が昨年一月米英に宣戰を布告した際には、「父」としての大きな悩みがあつたに違ひない。當時その長男と長女はアメリカに、又次男とともに英國に留學してゐた。その頃尋ねる人があつてもビボン首相は愛息愛嬢のことには何一つ語らなかつた。だが八月交換船淺間丸で長男、長女が歸つて来た時、首相は夫人とともによき両親に歸つて、バンコックから汽車で六時間程の避暑地ホアヒンまで出迎へに行つた。その出發の數日前昭南の寫眞が我々の手許に届いた。早速これを首相に贈る

と、首相は相恰を崩して見入るのだつた。「あんまり大きくなつてゐるので自分の子供とは思へませんよ」こう云ふ首相の顔を我々は心榮しく見守つたのである。八月の末我々日本人記者團が新らしい首相官邸で會見した時はビボン夫人ともども新歸朝の令息令嬢を我々に引合せ、敵國から無事に送つてくれた日本政府の取計ひにねんごろなお禮を述べたのだつた。アメリカの印象を記者團から令息にたずねた。令息は一寸考へをまともてゐる風であつた。優しいまなざしで見守つてゐたビボン首相は、「話しは私が聞いてゐますから、私からお話しさせよう」と代るのである。我々の職業意識もこの「よき父」の心情には鈍つてしまつた。

我國の廣さの八割もある泰國に僅か一千五百万程度の人口しか持たない事は新興國としては大きな悩みである。産めよ殖せよの獎勵にビボン首相も力癩を入れてゐる。先頃も泰國としては初めての集團結婚が首相夫妻自らの媒酌で行はれた。多産者には補助を與へ、國家表彰も行はれてゐる。先頃泰字紙の第一頁に夫人が差上げるビボン

ン二世を窓越しに笑顔で迎へるピボン首相の大寫しが
出てゐた。ピボン二世はまるく太つた二歳の可愛
い、面差しである。人口政策の點からもピボン首相は
國民の忠實なる垂範者なのである。

信仰に厚いバホン大將

バンコック滞在一年の間には時に正面切つてイン
ターヴューもし、或ひは集會の席上などでその風手に接する
ことも多かつたバホン大將ではあるが、私に殊更ら印象
の深いのはウイサカ・ブチャーの宵の姿である。五月の
廿九日、この日は太陽曆の五月満月の日であつた。佛教
國泰ではこの日佛陀の誕生、成道、涅槃の祭典として、
全國の寺院では盛大な供養が營まれた。日頃隣組として
交際してゐる在泰二十數年の獨乙人技師夫人に誘はれる
まゝにその宵私は二、三の人と近くの名利ワット・ベン
チャマ・ポビットを訪れた。雨期の例に洩れずこの宵も
スコールが來たが、それが上つたあとの夜氣はなんとも
云へぬ清々しいものであつた。ワット・ベンチャマは一

慣しである。然し最近の若い人々の間では必ずしもこれ
は嚴格には守られてゐないやうである。しかしバホン大
將は一昨年春僧籍に入つた。氏が先頭に立つて斷行し
た革命に貴い血を流した犠牲者を弔ひ、併せて泰佛印國
境紛争の戦死者の靈を慰めんための眞情からであつた。
その頃は黄衣に身を包んだ氏の托鉢姿が早朝のバンコッ
ク市内にみられたのである。今も寫眞に残るその姿は身
も心も一介の僧侶になり切つた印象を與へる。四ヶ月の
のち氏は還俗したが、今も氏から受ける感じは革命の武
將と云ふよりは慈悲深き信仰の人と云つた方が強いので
ある。

國民の信望繋ぐ元老

佛徒らしい謙讓さと、情に厚い氏の人柄を語る挿話は
革命當時にも數多く残されてゐる。第一次革命が成就し
ても指導者バホン大將を始め革命派の人々は殊更ら政權
の中樞には坐らなかつた。これは世界の革命史にも餘り
多くの例をみないことであり、その心境は東洋人のみが

名大理石寺院とも云はれる。チュラロンコーン大帝が遙
々イタリーから大理石、花崗岩を取寄せて造營し、その
中には諸處方々の佛教國から集められた價値高き佛像が
安置され、我國からのそれも見られる泰にあつても名高
い寺院である。寺院の門に入る善男善女の姿も寄進の
ローソクの光りでこの宵ばかりは鈍く浮き出してゐた。そ
の人混みの中に詰襟の上衣にズボンをつけた一中老が混
つてゐた。手には佛陀に捧げる蓮の花が慎ましく持たれ
てゐる。訪日使節團長としてのバホン中將(當時)の歸還
をドムアン飛行場に迎へたのは數日前のことである。服
装こそ違へバホンその人であることはすぐに分つた。私
の連れの泰人がこの元勳に挨拶した。バホン氏は笑顔で
みせて答禮し何か二言、三言話しかけてゐる。そこには
何んの飾り氣もなく一人の信徒としての慎ましい表象が
あるばかりである。和かな佛の國のお祭りをみだす空氣
が少しも感じられない。何かなしにバホンその人のよさ
がにちみ出てゐる風景であつた。

泰國の男子は一生に一度は僧侶になるのが古くからの

理解し得るものであらう。革命文治派の巨頭ブリディ・
パノムヨン(舊名ルアン・プラヂット)が第一次革命後
その經濟新政策「土地産業及び勞力國有法案」のため共
産主義者の汚名をさせられ、止むなくフランスへ亡命の
旅に出發する時、昨日の華かさに引かえて今日の淋しさ
誰れ一人知名の士の見送るものもない中を、參議バホン
氏のみ船上にかけつけて、この悲運の政客と相擁して泣
いたのは、今に残る革命の父らしい純情さである。昨年
の五月親善使節として我國を訪れた時、大阪の驛から宿
舎まで打並んで歓迎の小旗を振る國民學校生徒のあどけ
ない姿をみて、車中の氏は感激に涙が止めどなく流れ、
遂に顔をあげ得なかつたと近親者は語つてゐた。この情
けに脆い人柄が民衆には一層親しみを深めてゐる。國民
は泰國に於ける唯一人の「元老」の名稱を呈して敬慕の
情を今に變らず寄せてゐる。

大西郷の人柄を慕ふ

一ヶ月に亙る訪日祝賀親善の旅も滞りなくすませ、バ

ホン大將がバンコック郊外ドムアン飛行場に降り立つたのは昨年五月廿一日であつた。氣遣はれてゐた疲労の氣配もなく、いつもの柔和な顔を見て出迎へのビブン首相にも安堵の色がみえた。ビブン首相に歸還の挨拶をするバホン大將の態度はいんぎんそのものである。大將こそ首相にとつて大先輩ではあつても時の首相に對する慎ましい態度、その心根には打たれるものがあつた。我々の請ひを容れて休む間もなく別室で日本の印象を語つた。戦ふ日本國民の眞剣さに感動させられたこと、戦時生活の忍耐振りとその團結は泰國民も範とせねばならぬこと、素晴らしい生産力に今更らながら目を見張らされたこと、それらを素直に語るののである。その時も氏は感銘深い印象として少國民の姿をあげてゐた「私が道で會つた日本の國民學校兒童は帽子をとつて、丁寧に禮をしてくれました。私はその純真さに嬉しくて涙が出ました」。その後自宅に落着いた夜日本の魅力を思出すまゝに語つてゐた。「奈良に遊んだ時、あの大伽藍を背景とした日本のな風景は私の腦裏にこびりついて離れません。海苔のお

茶漬にキヤベツの漬物、その淡泊さのうちに何んとも云へない佳い味があります。少しの街ひもなく聽ける氏の話のなかに自らバホン氏の人間性が浮き出てくるのである。二十数年前、氏は砲兵々術研究に日本に暫し滞在したことがある。その時西郷隆盛の人と爲りに興味を覺えた氏は隆盛の維新當時の活動を研究して歸つた。西郷隆盛に私は今でも私淑してゐます。こう語る氏の風采にどこか大西郷に一脈通ずる感じさえするのでつた。

(挿入寫眞はビブン首相とバホン大將)

蔬菜貿易統計(佛曆二四八一年)

品名	輸出		輸入	
	數量	價額	數量	價額
馬鈴薯	一、七八〇、七九〇	四、五、八〇四	—	—
生野菜	八、〇二三、五〇九	六、二、三、八三八	—	—
乾野菜	八、四五九、四〇〇	一、四、四、四、五五四	—	—
玉葱	一、五、〇〇〇	—	—	—
胡椒	三、〇五五	—	—	—

(南洋栽培協會々報一七卷四號)

泰國事情・資料

製紙業官營法要項

タイ國政府は二月十日付官報をもつて製紙業統制法を公布、製紙業を官營すると共に左の如く輸出入を統制し、割當制を實施する事とした。

- 一、商業、工業兩省代表者を含む三名の委員より成る製紙業統制委員會を設置す
- 一、右委員會は紙類の製造販賣及び輸出入を統制し、紙類の割當制の實施、公定價格の設定ならびに輸出入に關する規定を定む
- 一、製紙業はすべて官營とす

但し特殊の家内製紙業はこれを認む

- 一、製紙用原料の輸出を禁止す
 - 一、紙類の輸入はすべて許可制とす
 - 一、バンコック及びトンブリー地區に於ける紙類所有者はその在荷高を申告すべし
- 今回のタイ國政府の措置はタイ國內に於ける最近の紙不足を緩

和するため増産と必需方面への圓滑な供給とを狙つたものとみられる。タイ國の紙消費高は戦前大體七〇〇トン程度で、うち四〇〇〇餘トンは國內生産に依つてゐた。國際經濟週報二四ノ八)

鑛業權停止處分

土地鑛山局の布告によれば、工業省は南部タイの鑛山關係者五十六名に與へられた鑛業權を取消した。此等の鑛山關係者は當局の許可なしで六ヶ月以上その作業を停止し、その結果鑛業權の停止處分が課せられたものである。その大部分が敵國人の經營にあつた事實は次の表により瞭らかである。

- チナムボーン
- 半島有限會社
- スラットターニー
- タイ錫鑛業聯合株式會社
- チアリング・プラ有限會社
- バーン・ナーサーン錫鑛業有限會社

- ナコーン・シーダムマラート
- トンダカー港錫浸漬株式會社
- ローンビブーン錫鑛業有限會社
- ノーング・ベット錫鑛業株式會社
- ラートルット錫浸漬株式會社
- ソングクラー
- タクアパー溪谷錫浸漬有限會社
- 英タイ合辦錫鑛業株式會社
- ノーング・ベット錫鑛業株式會社
- ビナン錫探鑛株式會社
- ソングクラー錫鑛業有限會社
- ヤラー
- ヤラー錫業株式會社
- 海峽合同錫鑛業株式會社
- パタニー錫鑛業株式會社
- タイ國錫鑛業株式會社
- エー・ウェー・ノーング(ラーマン)開發株式會社
- パタニー
- 海峽合同錫鑛業株式會社
- トラング
- 英タイ合辦錫鑛業株式會社
- ローンビブーン錫鑛業聯合有限會社
- トンダカー第五複合有限會社

- ブーケット
- 南部キンタ聯合株式會社
- 錫商業株式會社
- ブーケット錫浸漬株式會社
- カッター錫浸漬株式會社
- トンダカー港錫浸漬株式會社
- カムラー錫浸漬株式會社
- ラング・エング錫鑛業有限會社
- カムンティング錫浸漬株式會社
- パンガー
- カムンティング錫浸漬株式會社
- パンガー錫浸漬株式會社
- タイ・チャング錫鑛業株式會社
- クラソム錫浸漬株式會社
- カムラ錫浸漬株式會社
- タイ錫鑛業聯合株式會社
- タクアパー溪谷錫鑛業有限會社
- サツプロ有限會社
- トンダカー第四複合有限會社
- ラノーング
- タイ錫鑛業株式會社
- ラノーング合同錫浸漬株式會社
- バノーング錫浸漬株式會社

トンダカー第三複合有限會社

ベラク土地投資株式會社

アレクサンダー・カムベル・スミス・マッククラロド

(二・一八、盤谷クロニクル)

集團結婚者蜜月旅行

フアヒン或ひはシーラーチャーに蜜月旅行——それは、結婚促進協會後援の下にバンコックで擧げられた集團結婚に關聯して、同協會の企てる呼び物の一つである。

地方新聞の報ずる所によると、新婚夫婦がフアヒンヤシーラーチャーやその他の休暇保養地で蜜月を過す爲に、當局は種々の便宜を取り計らつてゐると。結婚促進協會は新婚者の特別輸送を企て、國鐵及び航空輸送株式會社の協力を要望してゐると云はれる。又同協會は新婚者の爲に、此等の休暇保養地に於ける宿舍の確保を援助し、その他の便宜を取り計らふ筈である。

(二・一三、同)

女子文化部正式設置

ビブン首相は國民文化審議會委員長としての資格を以て、陸軍中佐ライアット・ビブーンソンダクラーム(首相夫人)を帶同、二月二十二日午後三時タイ・パンタミ・トに於ける女子文

化審議會の公式發會式に出席した。

首相は同審議會委員に對し演説をなし、同審議會設立の目的が國家建設計畫促進にあり、本計畫の重大性に鑑み、全國家的協力を必要とする事を述べた。首相は又婦人は國家の母である故にかゝる計畫の遂行上除外すべからざる事をも指摘した。

首相の述べたごとく、婦人とその地位は一國の文化水準を示すものである。男女間の相互依存こそ不可分の問題である。こゝに於て首相は、列席せる委員が國家に對する自己の重大使命を認識し、將來九百萬のタイ婦人の指導者たるべく適當なる方法を以て同胞婦人を指導し、以て國家並びに家庭に裨益せん事を待望してゐる。(二・二四、同)

最近經濟市況

一、爲替金融概況

一、對日爲替に關しては特記すべき事なし。
一、中支向、華僑送金中當地輸入貨物代金關係のもの當月に入るや激減を見たり。右は彼地輸出統制上この種對タイ輸出は可及的有爲替、信用狀ベイスに變更方中支現地より要請ありたるに對し、當方協力せる結果にて、今後この趨勢は益々進展するものと豫想せらる。

一方右の推移に處して當地邦商中從來の華僑に代替し、對支輸入に手を染むるもの激増の傾向なるが、右は信用狀ベイン

ス勲獎の當然の結果と見るべきなり。

一、一月末洪水愈々當市に迫りたるも、金融は通月至極平穩、銀行預金、貸付金率共に前月と不變。

二、錫鑛石市況

タイ鑛業及護謨會社買付値段九月四日以降一ピククルに付一〇パーツに引上げられ市場値段に追隨す。

同社の買付數量は月平均五〇〇噸見當なり。

三、護謨市況

相場六三パーツ一〇〇キロF・O・B・コー・シーシチャン。ハードヤイ驛渡しは毎一〇〇キロ三七八パーツにして極く徐々に漸騰中なり。之は一時的「tapping」の中止、農業

期にて苦力の出廻り不足及買付が良品のみに限られて居る關係上、良質の生産準備なき護謨園は休業の止むなきに至り漸次減産となりつゝある事實に基因せるものと云はる。

生護謨よりのベンチン抽出のため燃料局にて「off sheet cut」ack cutting sheet cutting等の屑物相場は現在パインコーク渡し毎一〇〇キロ二五七パーツ見當を示すに至り更に上昇の見込みなり。

一九四二年十一月十二月中生護謨輸出税變更あり基準價格前期の每一〇〇キロ一三三パーツが七三パーツとなり、輸出税一〇〇キロ五パーツ四サタンに決定を見たり。之は前期に比し四パーツ二〇サタンの引下げなり。

粃米最高價格決定

泰國物價統制委員會は二月九日パインコーク及びトンブリー地區の粃米の最高價格を一クワイエン（一六〇八擔）當り九〇パーツと定める旨發表した。尙現在の粃米市價の上級品は八六パーツ乃至九一パーツを唱へてゐる。（南洋二九ノ四）

出生率・死亡率を超過

結婚促進協會理事ブーン・ワイターカーン博士が地方放送の講演に於て發表せる統計によれば、タイ國の記録出生率は概算して日々一五五二人、一時間に六五人平均、即ち各分に一人の割合であり、一方死亡数は日々七一一人、一時間三十人と記録されてゐる。

上記割合は、出生率が死亡率に對して一時間三五人、一日に八四〇人超過してゐる事を示してゐる。従つて此の超過數總計は一年三〇六、六〇〇人である。

佛曆二四八〇年の最近國勢調査によれば、當時全王國を通じて、男女夫々一七歳乃至一五歳に就いて言へば、一、八九五、六七五人の未婚者が居た。それは同年齡の國民の二三・六パーセントに當つてゐた。パインコータは未婚者數に於て他縣に勝つてゐる。

(イ) 屏護謨 相場每一〇〇キロ二〇〇パーツ見當、F・O・B・パインコーク市況不變。

(ロ) デリス根 相場每六〇キロ一五五パーツ。F・O・B・コー・シーチャン市況不變。

四、絲布市況

一、絲類 織絲移動禁止令解除されず月中無商内。

一、綿布、綿製品 大勢は賣人氣なりしも、當地邦商安値には突込賣避け居りしため、相場底意乍ら軟弱、月中弱保合

薄商内にて越月せり。

一、人絹スフ織物 薄商内相場デリ安にて越月せり。

綿絲、人絹、スフ、月中無商内無相場。九月中代表商品市中相場左の如し。

五、金物市況

九月中の金物市況に關しては特記すべき事項なきも、只タイ政府の統制嚴重にして對政府以外の取引は一切不許可なるの方針により在庫品の動き殆んどなく、僅かに統制外商品たる針金及殘貨金物のみ多少の荷動きを見せたる程度なり。金融の道はあるも、輸入杜絶の現狀に基因して、相場は極めて強保合の觀を呈し、手持在庫を有するものは統制相當長期に亘る可能性あるにも拘らず、金融打開の方途を見出し意外に落着き状態を持續したり。(一八、二、調・南洋栽培協會報一七ノ三)

新らしく乗り出した結婚促進運動の結果として、次の二〇一三〇年度の人口増加は相當に上るものと見られてゐる。(二・二四、盤谷クロニクル)

寺院建立取締規則

文部省制定の寺院建立に關する諸規則は本週の官報に依り公布された。此等の諸規則の實施を以て、將來に於ける寺院の建立は當局の指示する規定に従はねばならぬ。

寺院の建立委員會は、建立に要する土地面積、建立工事の明細を記載せる企畫書及地圖、土地所有者及び建立委員會間の契約、該寺院に居住すべき僧侶數、その他豫定建立資金、及び寺院維持費に關する明細書及び當局の求むるその他の明細等に關する詳細たる報告を提出せねばならぬことになつてゐる。提出の上は、建立計畫は各地方官吏及び宗教當局者の手を通じて文部省に廻されるであらう。(二・二四、同)

貯蓄銀行營業狀況

政府發表の告示によれば、政府貯蓄銀行は昨年度に於て預金の飛躍的增加を得、その活動は愈々發展しつつある。

佛曆二四八四年度の總預金者は一五六、二四四人で總預金額一八、〇三五、五四六鉢であつたが、昨年度の總預金者は三三

二、五六一人で總預金額は三三、三二〇、四六六餘である。(二、二五、同)

紙統制官任命

製紙工業及び紙貿易統制の爲の新委員会は、首相官房により任命され、本週の官報に公布せられた。従つて本月五日同一目的を以て臨時に任命せられた前委員会は其の職能を解消した。この新委員会はウン・ウイロートベツト陸軍少將を委員長とし、その他九名の委員より成る。即ち左の如し。

- 1、委員長 陸軍少將ウン・ウイロートベツト
- 2、委員 海軍大佐アラン・ユッタサート・コーソン
- 3、同 宣傳局長官(ナイ・パイロート・チャイヤナム)
- 4、同 陸軍少佐バオ・シーヤーン
- 5、同 ナイ・スチト・スチト・ボンピタヤ
- 6、同 ナイ・ブルン・キタサン
- 7、同 陸軍少佐ブツ・サリン・パクディスーン
- 8、同 ナイ・チャムラト・サラウイスート
- 9、同 新聞課長(陸軍中尉ネート・ルリターノン)
- 10、同 商務省代表者一名
(同、同)

四月より二ヶ月毎に賞金のつく貯蓄銀行發行の新型債券が發賣される。債券所有者は少なくとも二ヶ月に一回、又は有効期間間を通じて三十回の賞金を得る機会を有するもので、有効期間は五年である。この債券は賞金の當選と否とに拘らず、満期に至り利子と共に返還されるものである。債券發行數は九百萬枚で、二バツで賣出され、總額九萬バツが賞金にあてられる。尙債券所有者には貸附をも行ふ。(二、二六、同)

月賦制住宅建築

住宅建築を目的とする地主や月賦制度によつて住宅及び土地を購求する者に便宜を供與するため創設された公共住宅獎勵課は、後者に對する規定を發表した。

この特典は一定の職業を有するタイ人にして住宅を有せぬ者又は不便な地域に住する者にのみ及ぼすものである。タイ國司法權内賣地及び賣家を希望する者は持主との間に必要な協定を了し、土地賣買人又は住宅建築者と相談して賣買契約成立の上は月賦返還の條件の下に貸與を受け得るのである。土地及び住宅に供する貸附額は二萬バツを限度とし、二十年の月賦をもつて消還期限とする。二十年の満期前に返還し得る者には相當の割引をもつて貸附け、五年間を満期とする制度も設けてある。(二、二七、同)

灌溉特別豫算

佛曆二四八六年度の灌溉計畫は對して政府は二、五〇〇、〇〇〇餘の特別豫算を計上した。この特別豫算を以て、灌溉局はその計畫に従ひ大規模の活動を押し進めるであらう。この計畫は昨年中は計上豫算の不足から一時中止されてゐたものである。同局は左の如く全部で十一の未完成灌溉計畫を残してゐる。

- スバンブリー灌溉工事計畫
 - ナコーン・ナヨク灌溉工事計畫
 - パー・ヤブ灌溉工事計畫
 - ベツチャブリー灌溉工事計畫
 - メアーンナム・ノイ灌溉工事計畫
 - 北東部各縣灌溉工事計畫
 - メアークロウング灌溉工事計畫
 - チャオプラーヤ河西部地區灌溉工事計畫
 - 南東部各縣灌溉工事計畫
 - 土地測量計畫
 - 民間灌溉工事計畫
- (同、同)

新型貯蓄債券發行

國産麻袋製造

工事振興局は國家の要求に應じスラートターニー縣コ・サムイの區長と共に協力して麻袋製造の獎勵のため、昨年十月コ・サムイに於て椰子實の纖維より麻袋や繩を紡ぐ技術を習得すべき訓練所を開いたが、機械一式は振興局及び區より提供し、訓練期間の管理には同局官吏がその任にあつた。訓練の参加人員は二十四名で二月十五日をもつて完了した。

更に昨年十二月、アユッタヤー縣タルンタカオ區當局と共に大麻より麻袋や繩を作る訓練所をクルンタカオに開いた。諸地方より選拔された訓練員は七十九名で、三月六日をもつて訓練は完了した。タイ精米株式會社に於てこれ等の麻袋を試験的に使用した結果は海外輸入品と變りない良品なることを知り得た。國産麻袋の特色は砂や鹽の包装にも使用し得るといふ事である。(同、同)

商業帳簿整備令

二四八六年一月一日附の商務省布告によれば全國の商業に従事する會社及び個人は四月一日以降、二四八二年會計法令による會計管理を嚴守せねばならぬ。

土地賣買、保險、建築に従事する會社及び個人にして歳入令

により取引税を要求される業者は會計帳簿の保管を要するとの事である。この法令は行商人、露店商、宗教及び慈善事業には施行されぬ。法令は少なくとも一年一回の整理による手持品をふくむ財産帳簿、現金出納簿、雜貨借原簿、購入帳簿、賣却帳簿及び一般帳簿を備へる事を規定してゐる。會計帳簿の様式は規定されてないが、會計簿を外國語で記入する場合は同時にタイ語をもつて記入せねばならぬ。

會計整備令に關する通告及び説明はバーンコックに於ては會計検査審議會中央會計室、地方に於てはプラーチンブリー、ナコーン・ラーチャシーマ及びソンクラーの各會計室に於て知ることが出来る。上記の規定を犯した商社及び商人は二百バーツ以下の科料に處せられる。(三・一、同)

新領域内の教育施設

タイ國文部省は失地回復以來、同地に於ける國民の教育及び宗教を奨励する計畫を樹立し、一部は既に實施されてゐる。運動は既に當局によつて行はれてゐる。

大人の教育を奨励するために四縣に係官を任命し、三地方に學校を開設し、青年教育上にも注意を與へた。縣立學校及び女學校もプラーボンク及び其他の縣に設けられた。又大工を希望する者のためプラーボンク・ビブソンクラーラム、ナコーン・チャムバーサク、ランチャングに大工専門の學校を設置し、

裁縫學校も開校した。

體育鍛練に關しても當局の注意があつた。少年團運動及び赤十字運動が四縣に開始された。宗教運動に關して管掌委員がランチャング及びチャムバーサクに任命された。當局は宗教的教育を奨励する方針の下にバーンコック及び新領域の各所に修養所を開いた。(同、同)

區長の再教育

バーンコックに於て鍊成を受ける爲に國內各所より選拔された區長十名は、鍊成開始に先立つて二月二十八日午前九時四十五分内務大臣プロムヨーティ陸軍中將の案内により首相官邸を訪問した。

ビブ首相は國家の安寧のために政府の政策に則り部下の養成にあたることを強調し、國運隆昌を目指して充分なる奉仕を盡す様に區長及び區民に希望した。首相はこれを機會として村の改善費用の一部として各區長に百バーツを寄附した。(同、同)

革命記念日大赦

官報發表によればタイ國內に於ける囚人二五、六〇〇名中二四八五年度囚人大赦令により昨年革命記念日に際し、一、四二七名が大赦放免され、一七、三八五名は減刑された。放免又は

減刑された總數は一八、八二二名で、平均七五パーセントを示してゐる。(三・二、同)

農民住宅建築計畫

ビブ・ソクラーラム首相は農民のために土、乾草、竹をもつてする住民の建築計畫を實現すべき命令をバーンコック市に對して發した。此の住宅は價格低廉とは言へ、居間、寢室、二寮所を備へたもので、住居としては充分な大きさである。

成案の上は三月五日區長鍊成會に招集される各區長に印刷物及び勸告書を配布してこれを奨励する。(同、同)

新聞日設定

去る三月六日、タイ國新聞組合實行委員會に於て官報記念日の十一月十八日を「新聞日」と決定した。又組合では組合顧問となつた宣傳局新聞部長ネート・ルリターノン氏に祝意を表明した。(三・九、同)

文化委員會決議事項

去る三月九日、ビブ首相司會の下に國民文化委員會が開催された。合議の結果、一般民衆の知識普及に備へ八百一十人の

收容力を有する講堂建築を決し、市土木局に建築設計を依頼した。

論議された第二の問題は結婚式に於ける新郎新婦の服装の規定であつた。美術局は後日閣議に於て決定されるこれが草案作成の委任を受けた。又委員會は團體及び組合を統制し、規定に即せしむべく委員を任命した。全國に廣く文化を普及するため各縣にも文化委員を任命して、國民文化委員會と協力せしむる一方、地方に於ける女子の教養を高めるため官吏夫人中よりも委員を任命する。

日泰文化協定の祝賀式を司る委員も任命され、盛大なる計畫が考案された。

精神文化委員會の提案せる乳兒の食事指導及び兒童虐待防止の方法は滿場一致で可決され、精神文化委員會はこの方法に關する議事の草案を委任された。これが完成すれば文化委員會は更に種々の規定の制定にも着手する筈である。(三・一一、同)

料理改善運動

ビブ首相は健康を維持するには食物の重要なことを強調し、滋養に富む衛生的な食物奨励のため各縣に料理競争會を組織し、これに協力する事を厚生省、婦人文化協會、宣傳局等に要望した。

手始めとして、プラーナコーン及びトンプリーに於て家庭料理

食堂料理の二種に分けた料理競争が催される。賞金として一萬五千バーツが定められた。(三・一三、同)

首相厚生省へ祝辭

三月十日ビボン首相は厚生省創立第一周年記念日に際して次の祝辭を厚生大臣に贈った。

三月十日は厚生省の記念日であります。當日は官吏一同舉つて祝賀の意を表する日であります。私は厚生省の役人でも醫者でもありませんが、生來物理學を好む性質から自然に醫者の助手を務める様になつた次第であります。自分の體を注意する方法を教へてくれたのも、熱病の苦しみから救つてくれたのも醫者でありました。

私はかりでなく、私の父母、妻、子供、部下、其他の職闘員も等しく醫者の恩を受けてゐるのであります。醫者の助けなしには我々の健康を維持する事は難しいに違ひありません。我々數百萬人の中で醫者の恩恵を受けぬ者は一人もないだらうと思ひます。

佛教は心の穢れを清め、醫者は病氣を癒してくれました。大要薬かも知れませんが醫者は佛教に次ぐ神聖なものと思ひます。我々佛教徒は魂が肉體を去らうとする時、佛陀に祈ります。そして、臨終の枕下に立つのは誰かと言へば醫者であります。臨終に瀕した大概の人は最後までしつかりと醫者の手を握つ

てゐるを目撃します。

この様な慈悲深い醫者の行爲は母親の心と變らぬものであります。私自身に就いて言ひますと、両親の記憶がいつまでも残つてゐる様に醫者に對する記憶もいつまでも残るのであります。

たま／＼今日は「母の日」であります。私は母のことを思ひ起すと同時に、閣下の部下である醫者の事も思はずにははられません。それ故、私は故人となつた醫者、現在働いてゐられる醫者、醫學界の權威者諸氏、特に厚生大臣チャウエンサク・ソングクラム陸軍大佐を祝福するためにワット・プラオにお詣り致します。皆様が等しく榮えましてタイ族のために盡力されん事を切望致す次第であります。(三・一二、同)

爲替管理施行手續修正

三月十三日附を以て、泰國銀行より指定銀行並びに輸入商に對し、輸入貨物到着前の代金送金に關する規定を修正強化する旨左の如く通告があつた。

- 一、送金許可ヨリ六ヶ月以内ニ貨物輸入ニ關スル證據書類ヲ提出シ得ザル時ハ右理由ヲ泰國銀行ニ説明スルト共ニ、既ニ取得シタル外貨ヲ指定銀行經由泰國銀行ニ賣戻スコトヲ要ス
- 二、但シ輸入者ガ該外貨ヲ他ノ輸入決済ニ充當セント欲スル時ハ證據書類ヲ附シ許可申請スベシ

尙、規定中には記載してないが、特別の事情による貨物運延の場合は證據書類の提出期限の延長を許可される由で、實際問題として外貨の賣戻しは稀な見込みであるが、今回の目的は貨物輸入に托しての不正送金の取締り強化にある。貿易統制會々報(二ノ四)

四人の棉作地開墾

三月七日典獄長アング・コン・クラクラング・サモーン・ホンケサクライ陸軍大佐は東北地方の調査旅行に際して棉作地に供する五百ライの耕地開墾のためローエイ縣に囚人百名を引率使役した。引續き綿布製造にも囚人を使用する筈である。製造後、殘餘の綿は政府及び民間に低廉にて賣却する。(二・一六盤谷クロニクル)

女子文化審議協會役員

女子文化審議會では次の如く女子文化審議協會の役員を任命した。

- 會長……陸軍中佐ライアット・ビブーン・ソングクラム
副會長……シー・ナ・ソングクラム夫人
秘書……モムラット・チャウオング・スームシー・カセー

ムシー

會計係……フリーキアット・プラタイイブセーン夫人
接待委員……サワイウオング・トングチュア夫人

圖書係……女子文化審議會圖書館長

委員……ラクサミー・ラーウアン王女

同……レーカー・アバイウオング夫人

同……タウィンウオング・シーセナー・ソムバトシリ

夫人

同……モム・ルアイング・プラチナムボーン・クライロ

エーク

同協會は各部に分たれ、その各々は事業取締りのため個々の小委員會を有つてゐる。

一、知識普及部

委員長……モム・ルアイング・プラチナムボーン・クライ

ロエーク

委員……女子文化審議會の各支部委員會の秘書

二、體育部

委員長……サワイウオング・トングチュア夫人

(女子文化審議會各支部より二名の補助委員を選出する權利を有す)

三、協會賣店部

委員長……フリーキアット・プラタイイブセーン夫人

(女子文化審議會各支部より二名の補助委員を選出する權利を有す)

を有す)

三月十七日午後五時パインコックの傷病兵療養所に於て、藝術文化審議會委員ナイ・チャローム・サウエートナンは傷病兵に對して慰問演説として文化に關する興味ある講演をしたこの講演には多數の官吏の出席を見た。

同十八日には傷病兵慰問演説のため午後五時より療養所で王室財産管理局及びニユム・バンレーンク樂團による音楽の特別番組が行はれた。(三・二二、同)

國防省記念祭情況

四月八日は朝來の驟雨が午后になるも降り續けたが、國防省記念祭は番組通り舉行された。記念祭は午前の佛教式典に始まり次いで午后の公式祝典が行はれて、數百名の陸海空軍代表者及び同省官吏が同省構内に參集した。首相ホー・ビーン・ソングクラーム元帥は國防大臣として午後九時同省に赴いた。その際首相はモム・コーブケエーウ・アーパコーンに彼女が最近受けた陸軍中佐の階位と徽章とを授與した。

午后の番組は運動競技會、委員の晩餐會、その他の餘興であつた。祝典は午後九時終了した。國防省記念祭に際して、首相は戰闘部隊に對し次の如きメッセーヂを送つた。

親愛なる將兵諸君
本日は國防省記念日に當つてゐる。同省は本日をして論功行

賞を行ひ諸君と吾々との間に一層の結束を計る機會を與ふ可き日となしてゐる。多數の將兵及び戰地警察官その他軍隊に徵用されたる官吏市民は總て分敢配置せられ、王國の各地方に於てその義務を遂行しつゝある。

吾々の總てが、此等遠隔の地に行はれた記念祭及び論功行賞を一地點に集中する事は不可能である。余が今朝六時起床して最初に思ひ至つたのは戰闘部隊諸君の事であつた。蓋し吾々は距離に於て隔つてゐるにしても、吾々の心は密に結び付いてゐるのである。余は諸君に對して余の心底より迸り出た尊敬の文を二三書いた。そして戰闘部隊將兵各員、特に今此の瞬間にも生命を捧げる事を要求されてゐるパイヤツ部隊に對して、その目的を達成せしむる爲に保護嚮導すべく三寶に請ふものである。三寶が諸君を總ての危険より護られん事を、そして諸君が常に成功を得ん事を。

陸軍中將ウィット・ソングクラーム、陸軍中將ウィット・ニッタデー・チヤカニー、陸軍少將ブラシト・ユッタシン・空軍副司令官ブーン・リトタカニー、陸軍少將パイリー・ラヨード、陸軍少將ハーン・ソングクラーム、陸軍少將チャーン・ウアング、警察少將ラーム・インタラ、陸軍少將チャート・ナクログ、陸軍大佐クリアングデット・ビチャイ、及びパイヤツ扇狀區に在る最高指揮官陸軍大佐ブラナ・ソングクラームに對して吾々は特に敬意を表するものである。(四・九 盤谷クロニクル)

犯罪刑罰加重布告

タイ國軍最高統帥府は三月二十三日附最高軍司令官の名を以て左記の布告を發し、爾今犯罪者は從前に比し其の刑罰の加重せらるべきことを示した。

記

現在「タイ」國ハ戰時下ニ在リ且戒嚴令ヲ施行シ居リ斯ル逼迫セル國內情勢ニ鑑ミ、國內裁判、審議、訴訟及調査ヲシテ情勢ニ適合セシムル爲「タイ」國全領土ヲ「タイ」軍作戦區域ニ編入シ「タイ」國領土及「タイ」軍占領地域内ニ於テ罪ヲ犯シタルモノニ對シテハ戒前犯罪行爲ト看做シ裁判所ニ於テ嚴罰ニ處スヘシ

軍人刑法改正法

○佛曆二四八六年(本年)三月三十日公布

第一條 本法ハ佛曆二四八六年軍人刑法改正法ト稱ス

第二條 本法ハ官報ニ公布ノ日ヨリ施行ス

第三條 軍人刑法第四條ニ規定セル「軍人」ノ定義ヲ左ノ如ク改ム

「軍人」ハ平時ニ在リテハ軍法ノ權限内ニ在ル者ヲ云フ戰時又ハ戒嚴令施行期間中ニ在リテハ作戦區域或ハ戒嚴令施行區域

新設會社登録

三月末タイ國官報公示によれば、商務省商業登録局に登録された會社定款の中で主なるものは、ミルク工業會社及びサーコン・カーンカー會社である。ミルク工業會社は製酪場の製品を販賣するもので、認可資本百七十萬バーツ、組織者はカモン・ナウイン海軍中將以下の諸氏である。

又サーコンカーンカー會社は貿易業で、資本二十萬バーツ、代表者はサーリールンゲット陸軍中將以下である。(四・一、同)

國産品獎勵施策

國産品獎勵方針に鑑み、取引契約に確實なる收入を保證する同品チャンタブリー縣商業組合では、去る一月輸入品中の食料品や其他の商品に代るべく、豊富な國內の植物及び原料から種々の製法によつて製産する様に指示した。この中には野菜、魚果物及び其他の産物より代用食を調製することや、ゴム製品の

製法等も包含され、これ等の資源を有効に利用して速刻着手せんことを切望してゐる。

これ等の事業に従事する者は縣商業組合の協力を保證され、當局（工業振興局）との接觸を保ち得ると共に縣商業組合では生産品の賣捌方も援助することになつてゐる。一方商務省に製品見本を送り、宣傳運動をもなす手筈である。（同、同）

暴利・賣惜等の取締令

戦事下、國內治安維持のため最高本部が發表した前告示に關し勅令によつて改正を委任された軍最高司令部は、最近實施を見た二四八年軍事刑法令を改正して國民の生活必需品に對する暴利及び不良品撲滅を期する規定を發表した。この規定は四月二日以降實施される。

四月二日以降は商人である無しを問はず、暴利を貪り、不良品を賣りつけ、賣惜みをする者は死刑に處せられる。次表はそれ以上越えてはならぬ公定價格である。

薬品及化學製品

クロ、ホルム	一 封度に付	三〇 パーツ
エーテル	一 八	〃
吐瀉鹽化物	一 粒(十二管)に付	三〇
キニーネ(粉末)	一 封度に付	三〇〇
アテブリン(錠劑)	一 錠に付	二〇 サタン

ブラスモキネー	一 錠に付	一五 サタン
ヨード水品	一 封度に付	六〇 パーツ
サルファニルアミド	千錠に付	六〇
ノヴォカインハイドロクロライド	十二管に付	一〇
サルチル酸鹽ナトリウム	一 封度に付	一〇
ドーヴァ氏錠	千錠に付	四五
蒼鉛炭酸鹽	一 封度に付	二二
臭化加里	〃	二五
葡萄糖	〃	一五
アーギロル	一 瓶(二五瓦入)	二〇
アドレナリン・ハイドロクロライド	十二管に付	一〇
アスピリン	千錠に付	二〇
枸橼酸鹽加里	一 封度に付	一五
ヨード加里	〃	二〇
枸橼酸アムモニウム第二鐵	〃	一八
グルコース	〃	一五
キニーネ(二二三瓦)百錠に付	〃	一〇
ネオ・サルヴァアルサンの如き砒素を含む注射液	一 管に付	三
布 類		

七六

生地 漂白してないもの

木盃印(サンチエイ)	一 卷四〇碼	卷に付	五・二〇	パーツ
人魚印	同	卷に付	五・〇〇	〃
象印(ティソウ)	同	卷に付	三・五〇	〃
三輪印	一 卷二四碼	卷に付	三・五〇	〃
白布地		卷に付	三・五〇	〃
コムバス印	六〇吋巾 卷十二碼	卷に付	三・五〇	パーツ
飛龍印	五〇吋巾 卷四二碼	卷に付	三・五〇	〃
五〇五〇番印	五〇吋巾 卷四二碼	卷に付	三・五〇	〃
綾リネル地		卷に付	三・五〇	〃
ライディングボーイ印	一 卷四〇碼	卷に付	三・五〇	〃
少女印	同	卷に付	三・五〇	〃

以上の公定價格は同品質の布地にも適用される。(四・三、同)

遣日學生決定

昨年一月締結された日タイ交換學生の取極めにより今回タイ側の遣日學生三名が決定、三月十七日發表された。

- △醫學士 ドスイット・チョチナン
- △工學士 オバット・ラートブル
- △理學士 ブラチナム・ラセトソホン

鐵線・鍍金鐵線統制

(同盟世界週報、二四ノ一三)

タイ國最高司令官は四月五日附告示を以て全國の鐵線及鍍金鐵線の統制を布告した。

この告示によれば、第八番乃至第十六番鐵線及び鍍金鐵線五種以上の所有者及び保有者は四月十日迄に保有量及び保有箇所を下記役所まで書面を以て報告せねばならぬ。

バンコク及びびトンブリー市制區内居住者は陸軍工務部へ報告し、此の範圍外居住者或ひは縣居住者は當該郡役所に報告書を提出せねばならぬ。

上記物資の販賣、消費、保有個所移轉、破壊、改變、隱蔽、隱匿は本告示の日附日以降禁止されてゐる。此等物資の所有者及び保有者の側で此等物資の販賣及び使用の必要がある場合には先づ陸軍工務部當局の許可を得るを要する。

四月十日以降上記物資を保有するに至つた者は三日以内に當局へ報告せねばならぬ。(四・六、盤谷クロニクル)

タイ國關係雜誌記事

本協會調查部編

十二月 (トキ)

- 泰國で拾つた話 富士 貞吉 進歩
- 躍進途上にあるタイ國の教育 原田 種雄 興亞教育
- 實際に見て来たタイ國の教育 星田 晋五 同
- コマントラ書記官に泰の教育事情を聴く 阿部 勇吉 同
- タイ國に於ける文化運動 阿部 勇吉 同
- 泰國に於ける工業の現状 一月 (トキ)
- 泰の資源 興亞經濟
- 泰國の貨幣制度(上) 松尾 弘 南方經濟
- 泰國洪水概況 富士 貞吉 台拓情報
- 泰國で拾つた話(二) 何 之新 進歩
- 泰國的戰時經濟建設 何 之新 進歩

○泰の資源

- タイ國の華僑(一)ランドン 南洋事情研究会々報
- 泰國の交通構造(下) 藤野 義明 史林
- 日泰兩國の文化 二月 (トキ)
- 南方農業の一理論 柳澤 健 週刊朝日
- タイ國の政治組織 西村 勝彦 大東亞資源
- 泰國の經濟概況 家永 正章 外交評論
- タイ國の交通(附通信) 大阪商工會議所月報
- 南方地域文獻資料目録(1.タイ國の部) 南方資料館報
- タイ國皇室の御紋章 森下 春一 時局情報
- タイ民族 三月 (トキ)

○フョールコンとその妻(二)

- 書評「新たるタイ」 郡司 喜一 新亞細亞
- 書評「タイ、ラオス、カムボヂヤ王國通歴記」 宮原 義登 同
- タイ政治建設當面の課題 郡司 喜一 同
- 日タイ文化協定成立に就て 宮原 武雄 興亞
- 日泰交渉の史的考察 東光 武三 國際文化
- 泰の古代佛像美術 村上直次郎 同
- タイ國關係文獻展望 川島理一郎 同
- 泰國點描(一—四) 宮原 武雄 同
- 日泰血盟の日 山縣三千雄 同
- 泰國産業概観(五)水産業の部 大山 周三 貿易統制會々報
- 泰國の護謨 土居 清美 地學雜誌
- 南方共榮團の地政學考(四) 市居 清美 南方
- 日泰親善佛教大會號(政教新論三十卷三號) 大日本佛教會
- 泰國總谷の近況(第三報) 市原 勇吉 交
- タイ國最近の經濟情勢・市況・製紙業官營法實施 南洋栽培協會々報
- 盤谷綿布市況 四月
- 泰國統制會新加入商社に就て 宮原 武雄 同
- タイ經濟二十年 岡崎 文勳 經濟毎日
- 南方翔破萬里(繪と文) 岡崎 文勳 太平洋

○馬來及泰國の自動車事情

- 馬來及泰國の自動車事情 清野謙六郎 同
- 日本語教授三ヶ月(泰國招待學生の學習狀況) 國際學友會 日本語
- 南方諸地域の財政をみる(一)タイ國) 同盟通信社 同盟世界週報(一七日)
- 泰國産業概観(六)工業の部 大山 周三 貿易統制會
- 泰國華僑教育三十年史 眞倉 民彦 南洋南洋研究
- タイの藝術を見る 三島 通陽 皇道世界
- Premier Phibun, Nippon Times Weekly, Vol. XIV, No. 17 五月
- タイの女性點描 星野 泰吾 南方情勢
- 日泰間の交易機構の現状 木村 三郎 東亞經濟懇談
- 泰國經濟の進展 郡司 喜一 新亞細亞
- タイ史話フョールコンとその妻(二三) 郡司 喜一 新亞細亞
- タイ小説瑪瑙の腕輪(ウエーターン) 江尻英太郎 同
- 泰民族教育の基礎理論 渡邊 知雄 興亞教育
- 泰國の華僑概観(ランドン) 越智 元治 山口高商東亞
- 泰國の米作事情 村上 募 經濟研究
- 共榮團圖書・タイ國農村經濟に科學のメス 日本讀書新聞(廿九日)

○在泰帝國大使館の擴充

大東亞省では支那及び南方に於ける事態の推移に即應して、領事館の新設、分館出張所の昇格、その他人員の増加など在外公館の擴充強化を行ふこととなり、三月三十一日これが關係勅令を公布、四月一日人事發令とともに實施されるが、この内タイ國大使館に關する分左の如し。

一、在泰國大使館の擴充 官房(四課) 總務局(五課) 經濟局(五課)の新しい編成の下に電信、政務、產業、交通等の諸部門における陣容を増加する。(三・三二、朝日)

○ワ殿下御曹子學習院進學

昭和十五年暮タイ國使節として來朝したワンワイ・ワラワン殿下の御曹子ウィグン・ワラワン君(二二)がバンヤルンシェン新聞協會長の令息アラサット・バンヤルン君(二〇)と共に學習院高等科聽講生として四月一日入學を許可された。兩君ともタイ國名門の生れ、日本の公達と親しく交はつてゆく。

○三井タイ室財團法人に

昭和十年日泰兩國提携の架橋として創設された三井タイ室は三月二十七日大東亞大臣から財團法人としての認可が下りたので、今後は「財團法人タイ室東京事務局」と改稱、その陣容も従来の同室長宮原武雄氏が理事長に就任、顧問に池田樞密顧問官、原樞府議長、結城日銀總裁、廣田弘毅の諸氏を迎へて整備強化をはかる。(四・三、日本產業)

○共榮圈資源目錄集録

わが大東亞共榮圈の資源に關する虎の巻のひとつ「東亞共榮圈資源科學文獻目錄」が文部省資源科學研究所の手ででき上つた。これは昭和十五年までに著作され出版されたあらゆる論文、文獻を各地別に採集集録したもの、植物、動物、礦物、考古、地理、地質、人類の各部に分つて、まづ上梓されたのはアイリッピン、ニューギニア、佛印、タイの四編で、十八年度いつばいでマライ、蘭印、オーストラリア、インドの四編を完成する。(四・三、朝日)

○泰國大使歸任挨拶午餐會

三月末歸任したタイ國駐日大使ディレック・チャイヤナム氏は歸任の挨拶かたがた青木大東亞大臣を中心に、四月七日正

は東亞を背負ふ外交官として活躍しようとして昨年四月憧れの日本へやつて來た。爾來國際學友會で日本語の基礎的練習を受けて來たが、日本精神の神髓を體得するには純日本風な家庭で嚴格な鍊成を受けなければといふ父ワラワン殿下の希望により兩君は東京市四谷區荒木町二七鈴木龜壽氏に預けられみづちり教育されることとなつた。(三・三一、毎日)

○泰の文學者大會參加

大東亞共榮圈の文化確立をめざす大日本文學報國會主催の第一回大東亞文學者大會は、昨秋開催されて多大の効果を收めたが、決戦下さらに文化提携を深めるため、經費十萬圓をもつて今年もその第二回大會が十月初旬を期して東京に開かれることになつた。今回は滿洲、中華民國のほか新たに佛印、泰國の文學者も參加し、さらにわが軍政下にあるフィリッピン、インドネシア、マライ、ビルマからも參會する筈で、その詮衡は大東亞省各局を通じて相手國政府に委嘱することになつた。(四・一、朝日)

午から目黒區駒場の同大使官邸で午餐會を催した。青木大東亞相夫妻、山本次官夫妻、水野南方事務局長夫妻等を迎へて、ディレック大使夫人心盡しのタイ料理を賞味しつゝなごやかな一時を過ごした。(四・八、毎日)

○泰・佛印國境大道路開通

佛印未開發の秘境ナオスと交趾支那平野とを結び、佛印、泰新國境線メコン河に沿ふ全長千六百料の植民地第十三號道路中工事未完成のタケク、バクサム間百二十五料にわたる建設工事はこの程完了、四月九日午後下ク佛印總督以下關係者出席の上バクサムに於て盛大な開通式を行つた。本十三號道路は廣西國境から泰國境に至るマンダリン・ルートと稱される第一號路(全長約二千四百料)に次ぐ大動脈路である。(四・一〇、サイゴン發同盟)

○シヤン地方泰軍奮闘

日泰共同作戰軍發表(四月十日二十二時)
一、シヤンステートの敵主力を掃蕩したる泰軍は同地方哨戒中の敵と屢々衝突をなしたるが、都度敵に大損害を與へてこれを擊退するに成功せり。
二、三月三十一日泰軍偵察隊はナンヤン東方地點において約一個中隊の敵と遭遇、戰鬥は數時間以上繼續せり、敵は多數の

死體を遺棄して逃走、泰軍は輕傷四名を出せり。(四・一〇、
バーンコーク發朝日)

○泰・佛印親善氣運醸成

タイ、佛印間の關係は最近漸次親善化するに至り、ドクレー佛
印總督の施政演説にも見られるが、平穩そのものであり、さら
にこれが進展して兩國國境非武装地帯の設定の意向さへ一部に
論議されるに至つてゐる。これについてタイ側としては國內不
足物資を佛印側から輸入、また佛印側の欲する物資の輸出など
物資交換の經濟關係妥結が要望されるに至つてゐる。この動向
を暗示するものとして、ハノイ來訪中の駐泰佛國代理公使ガス
ーアン氏が、主にタイ在留佛印人の便宜のためといふ名目では
あるが、タイ、佛印間に物資交換の提案を持參、ドクレー總督に
對して交換物資の表を提出、その實現を要望した。もちろんこ
れは佛印、タイ國間における交易の再開といふ如きものでなく
日常必需品の交換の程度を目標としてゐる。(四・一〇、ハノイ
發朝日)

○泰國駐日商務官任命

タイ國政府は四月十三日モンチャオ・プラスプスク・スクサ
ワット氏を駐日大使館の商務官兼財務官に任命した旨發表した
(四・一四、バーンコーク發朝日)

○青木大東亞大臣南方視察

青木大東亞相は今回南方諸地域を視察することになり、四月
十六日午前八時東京發南下への途についた。限られた時日内に出
来るだけ廣く南支、佛印、タイその他南方諸地域を巡視し、大
東亞共榮圏の實情を具さに視察、かつ各方面首腦部並にわが軍
政の出先當局と會談し、十分なる意見交換を行ふ意向である。
なほ大東亞省より今井參事官(陸軍少將)總務局青木經濟課長
南方事務局萩原政務課長、谷岡調査官(海軍少佐)渡邊秘書の
五氏が隨行した。(四・一七、朝日)

○伊勢崎銘仙南方に新發展

伊勢崎銘仙が大東亞共榮圏へ進出、南の國との親善に一役果
す―群馬縣伊勢崎市榮町藤生丑一郎氏は向ふ三ヶ年の計畫で
伊勢崎織物産地を代表して佛印のサイゴン、ハノイ、泰のバー
ンコーク等で東亞貿易会社と連絡をとり、原住民の有する六萬
臺の手機を使用して伊勢崎銘仙の製織を行ふことになり、その
準備のため此程佛印に向つて出發した。(四・二〇、日本産業)

○青木大東亞相、泰首相會見

四月二十二日朝バーンコーク郊外ドムアン飛行場に到着し

○日泰文化會館と大圖書館

昨年十二月締結された日タイ文化協定に基いてバーンコーク
滞在中の柳澤健氏がタイ國政府と折衝の結果、日泰文化會館が
バーンコーク市ルンビニー公園附近に新たに建設されることに
決定した。同會館は純日本風の建築にタイの様式を加へ、大講
堂、映寫室、演奏室のほかわが躍進生産陣を一目瞭然たらし
める産業館や日本人の生活を眼の邊りに見せる和室、柔劍道や
弓道をみせる體育館が建てられ、さらに大運動場も設けられる
敷地總面積は一萬五千坪以上になり、竣工の曉には南方第一の
日本文化殿堂として威容を誇るものと期待される。
またビョン首相の首唱による大圖書館も大體兩國の協力の下
にバーンコークに建てられる筈である。(四・一五、バーンコー
ク發朝日)

○泰國無任所大臣辭任

チャム・アトック・テワデ空軍少將は攝政府に無任所大臣の
辭表を提出中であつたが、四月十四日附をもつてこれを許可さ
れた。同少將は無任所大臣として産業省副大臣の地位にあつた
が曩にクリ少佐が同省副大臣に任命されたので、今回無任所大
臣を辭し、本職たる空軍最高指揮官の職に専念することとなつ
た。(四・一六、バーンコーク發日本産業)

た青木大東亞相は、二十三日首相官邸にビョン首相を訪ひ、十
時から二時間にわたり日タイ關係強化について隔意なき意見の
交換を遂げたが、それより直に外務省に赴き、ワイチット外相
と會談した。なほ同相は正午現地軍關係者主催の午餐會に臨み
會談した。(四・二四、バーンコーク發朝日)

○日泰結束再確認聲明

青木大東亞相は四月二十五日朝離泰したが同日午前八時次の
如き日泰共同コミュニケを發表した。
青木大臣は四月二十二日以来バーンコークにおいてビョン總
理大臣並にワイチット外務大臣と數次會談し、世界全般の情
勢を検討したる結果、決戦に對する必勝の信念と共同の運命
に立つ兩國の結束を再確認し、戰爭完遂及び大東亞建設のため
共同にとるべき方途につき完全なる意見の一致をみたり。(四
・二五、バーンコーク發朝日)

○タイ農村共同組合數激增

一九一七年の洪水を契機に誕生した信用組合を中心として、
タイ國の經濟自主權回復運動は、農村においては各種共同組合
の設立となつて華僑よりの商權回收、民族資本の蓄積を目標に
毎年累増の情勢にあつたが、一九三一年末僅か百五十に過ぎな
かつた組合數が、四月二十八日政府發表によれば、昨年末總數

三千五百三十二組合と前年に比し五百の増加を示した。(四・二九、バーンコーク發毎日)

○泰國クローチアを承認

クローチア國外相ミレ・ブダリ博士は五月一日泰國がクローチアを正式に承認するに至った旨次の如き電報を泰國政府より接受したと發表した。

泰國はクローチア獨立國に對する友好の證左として同國を正式に承認し公式外交關係を樹立することに決定した。(五・一、アグラム發同盟)

○プラタボンに帝國領事館

帝國の在外公館擴充方針に基き新設されることになつたタイ國プラタボン領事館は、開設準備整ひ、いよいよ開設することになり、この旨五月三日附官報で告示された。なほ領事事務は差當り渡邊都三郎副領事が代行する。(五・四、毎日)

○泰國大使館邸移轉

目黒區駒場にあつた泰國大使館邸がこの程品川區上大崎中丸四一八に引越し、約一年半駒場の假住居からやつと恰好の官邸を得て著着した。新官邸は東濱植林社長濱口吉右衛門氏の私邸を買取つたもので、敷地三千坪、建坪約三百餘坪、新興タイ國

の大使館に相應はしい洋風の堂々たる構へである。(五・五、朝日)

尙ほ新大使官邸内に將來大使館廳舎も新築される豫定である

○泰國・通貨國外持出嚴禁

泰國政府は銀貨ニッケル貨などの鑄直し、隱匿を防止するため五月四日附官報をもつて通貨法の改正を行ひ、即日これを實施した。右改正法によれば銀貨、ニッケル貨などを改鑄すること、並にこれらが必要以上に所持したり國外に持出すことが嚴禁され、また商人など、産業に携はるものは銀貨、ニッケル貨三十パーセントまで、一般人は十パーセント以内に限つてその所有が許され、それ以上の場合は沒收されることになつてゐる。(五・五、バーンコーク發朝日)

○泰水害救恤物資引渡完了

昨秋タイ國の大水害にわが政府は見舞として五百萬圓に相當する救恤物資を送ることとし、爾來日本内地からは衣料、綿製品、マッチ、茶、石鹼等總額二百萬圓を、ついでその後占領地からは約百萬圓に上る砂糖その他を送り、更に百萬圓に上る綿製品等をも現地において調辨し、合計四百萬圓に上る贈物は、去る四月下旬を以て全部タイ側に引渡し終つたが、残額の百餘萬圓は輸送の關係から現金を以て贈ることとなり、さきにわが

大使館から正式にタイ側に手交され、罹災民への分配乃至は所要品購入に當てるやう申し入れ、これに對しヴィジット外相はこのほど坪上大使に宛てタイ國政府の深謝の意を寄せて來た。タイ國民は心からの感謝を捧げてゐる。(五・六、バーンコーク發同盟)

○泰國第一回戰爭公債發行

泰國政府は戰時財政確立を目的とする第一回戰爭公債三千萬パーセントを發行すると、五月九日夜ラジオをもつて公表した。最近における銀行預金、郵便貯金など民間における貯蓄の飛躍的増強に鑑み、大衆的色彩を多分におびた三分利付戰爭公債を始めて發行するに至つたもので、五十、百、一千、一萬パーセントの數種類があり、八年後には金塊十五グラムが八十六パーセントの規準で元利決済を行ひ、もし金の價格が低落した場合には他の泰國通貨で支拂はれることになつてゐる。民間資金を吸收することによつてインフレ防止を行ふとともに、華僑の送金を抑制せんとするもので、各方面から注目されてゐるが、これと同時に泰國政府は十一日より一齊に四割程度の煙草の値上げを行ひ、もつて政府歳入を補填すると共に購買力の吸収を行ふこととなつた。(五・一〇、バーンコーク發朝日)

○財團法人日泰學院開校

この程新たに大東亞省の外郭團體となつた財團法人(認可申請中)日泰學院の手により、東京市世田谷區に百六十名收容の日泰學院が建設され、六月末泰國學生と大東亞省の意向を體してわが國の勝れた學生若干名を收容し開院される運びとなつた同學院では先づ泰國留學生のために全寮生の學園の建設を企圖し、昨年四月世田谷區北澤二丁目に敷地約四千坪を入手、總工費四十萬圓をもつて百六十名收容の本館及び寮(木筋二階建、延八百坪)の建築に着手、六月末までには完成をみる筈だが、教室は二部屋で、圖書室、衛生室、食堂、娛樂室、浴場のほか庭園、庭球コート、タクロウ(泰國の運動)場など完備して居り、入院者はすべてベット附の個室が與へられる。初代日泰學院長林統十郎大將のあとを受けて、院長には嘗て泰國に特派大使たりし國際學友會專務理事の矢田部保吉氏が就任、顧問並に學監としては金雞學院の安岡正篤氏が當ることとなり、理事長は白上祐吉氏と決定した。(五・一〇、東京新聞)

○泰佛僧徒協議會々長逝去

泰國佛僧徒協議會々長ソムテット・プラ・ワナラート師は五月十日午後八時三十分逝去した。享年六十二。(五・一一、バーンコーク發同盟)

○日本文學を南方に紹介

○守屋前駐泰武官戰病死

前泰國駐在武官守屋精爾陸軍少將は病氣のため五月一日故國に歸還、陸軍軍醫學校に入院加療中のところ五月二十日午後一時三十分戰病死し、陸軍中將に任ぜられた旨陸軍省から發表があつた。中將は岡山市門田屋敷一九〇出身、昭和四年十一月陸大卒、同六年十二月參謀本部長、同七年十二月師團參謀、同九年三月參本附シヤム國へ出張、同十年四月シヤム國公使館附武官、同十一年八月陸大兵學教官、同十二年十二月參本附、同十三年一月歐洲へ出張、同十六年七月砲兵聯隊長、同年十一月南方兵團幕僚、同十七年二月泰國大使官附武官兼務、同年四月泰國大使館附武官、同十八年一月南方兵團幕僚長、泰國大使館附兼務、同年同月參本附を兼任した。(五・二三、朝日)

薙儀は五月二十二日午後一時から東京青山齋場で參謀本部有末精三少將委員長となり、嚴肅に執り行はれた。遺骸の前には特に賀陽宮、竹田宮兩家より賜はつた花輪をはじめ、陸軍三長官、大東亞大臣、ビソン泰國首相其他各方面から贈られた花輪が供へられ、杉山參謀總長、陸士同期生有松少將の弔辭朗讀、續いて杉山參謀總長、東條兼輔陸相、教育總監(代理後藤總務部長)の燒香があり、參列者の燒香をもつて午後一時五十分式を閉じた。遺骸は郷里岡山市大福寺に埋葬される。(五・二三、毎日)

○泰滿ラジオ交換放送

泰國と滿州國の友好關係を促進するため、かねて進捗中の滿泰國際放送協定は近くバーンコークに於て調印をみることもなつたが、泰國側では五月二十日午前十時より約一時間にわたりラジオバーンコークより初の試験放送を行ふが、滿洲國よりの對泰放送は既に好成績裡に試験済みである。(五・一九、新京發同盟)

○正金銀行機構擴大

積預正金銀行では大東亞戰爭勃發後南方方面へ支店、出張所五十六箇所を新設したが、右業務網の激變に對應し、内部機構の改革を斷行することに決定、六月一日より實施することになつた。新機構は従来の八部三課を十部一室とし、總務、業務、東亞、南方、外國の五部を新設した。(五・二二、朝日)

協會記事

○水野南方事務局長講演會

四月二十日午後三時より霞山會館に於て本協會主催講演會開催、水野大東亞省南方事務局長は「最近に於けるタイ國事情に就て」と題して有益なる講演を試みたが、聴衆百餘名に上り盛會であつた。

○泰國要人、記者招待會

本協會は第二回東亞醫學大會に出席のため來朝中のタイ國厚生省衛生局長サワット・ティンサワン博士一行三氏並に特派員として同じく來朝中のタイ國新聞シークルン紙記者キラット・プーラナシルビン並にニコーン紙記者アロット・プティナン、の兩氏等を五月十二日午後零時半華族會館に招待、協會側より役員幹部出席、歓迎午餐會を開いた。

○理事會並に評議員會開催

五月二十七日午後零時半より華族會館に於て本協會理事會を

○共催後援二件

引續いて評議員會を開催、諸般の會務を附議した。

興亞教育事業團體協力會並に興亞文化事業團體協力會共同主催で、五月二十二日午後二時より青山根津美術館に於て「大東亞留日學生懇親會」を開催したが、本協會も協賛團體の一としてこれに參畫踴躍した。

○役員の異動

また五月十九日午後一時より日比谷公會堂に於て舉行された國際佛敎協會主催の第三回南方佛陀祭に對しても、本協會はこれが後援團體として助力踴躍した。

一、理事兼評議員岡部長景子は今般辭任せらる。
一、水野大東亞省南方事務局長、堀情報局第三部長及柳澤日泰文化會館長は夫々本會理事に就任せらる。

○會員の異動

一、左記一名新に入會せらる。
通常會員 山本快龍殿(東京) 東大文學部講師
一、左記一名退會せらる。
通常會員 守屋精爾殿 昭和十八年五月二十日逝去

○會員の消息

△三島通陽子(常務理事) 五月十二日黨政會役員に就任さる。
△岡部長景子(理事) 四月二十三日文部大臣に就任さる。
△故守屋精爾陸軍中將(通常會員) 永年日タイ親善に貢献をされた守屋少將は、大東亞戰爭勃發後南方派遣軍の某要職にあり、更にタイ國在勤帝國大使館付武官として活躍中病を得て二月内地に歸還、陸軍々醫學校に入院中去る五月二十日遂に戰病死され、翌二十一日、中將に進級の旨陸軍省より發表された。葬儀は二十二日午後一時より青山齋場にて佛式により執行、協會よりは矢田部理事長參列焼香された。

○寄贈圖書

左記の如く各々御寄贈を賜り厚く御禮申上げます。

單行書

一、新亞細亞叢書 南方民族運動(大和書店刊) 一部 滿鐵東亞經濟調査局
一、福建華僑の送金 一部 同

一、馬來語大辭典(武富正一著) 一部 旺文社
一、東亞大觀(二六〇三年版) 日英文 一部 日本郵船株式會社
一、印度支那民族誌(山川瀧) 一部 滿鐵東亞經濟調査局
一、新亞細亞叢書 西南亞細亞の歴史と文化(大和書店刊) 一部 同

一、南方圈綜合講座(研進社版) 第一卷 一部 府立東京商工獎勵館
一、同第二卷 一部 同
一、ソヴェート聯邦地圖目錄 一部 東亞研究所資料課
一、東印度の資源及其の需給關係 一部 日本貿易振興株式會社
一、帝國決算統計(昭和十七年) 一部 會計検査院長官房調査科

小冊子雜誌

▲所藏南方諸地域圖書目錄(昭一七・一八) 一部 神戸商工會議所圖書館
▲泰文日本文化(昭一六・一七) 一部 巖谷市日泰文化研究所
▲泰文日本瞥見一岡崎學生見學團紀行文(一八・一九) 一部 同
▲泰文日本の學校案内(一八・一九) 一部 同
▲英泰文泰國電氣工業(一六・一七) 一部 同
▲英泰文日本佛教(一六・一七) 一部 同
▲日本人と佛教 一部 同
▲The Thailand Research Society, Bangkok: Agenda for The Annual General Meeting and Statement of the Financial Condition of the Society (1924) 一部 國際文部同協會
▲Cognissance du Japon (日本の認識) 一部 國際文部同協會

化振興會 Elementary Education 一部 同 ▲全亞細亞民族興亡史觀(上) 一部 東洋協會 ▲印度支那民族誌 一部 滿鐵東亞經濟調査局 ▲東亞經濟紀要第九輯 一 東亞經濟論の政策的性格(山名正孝) 一部 關西學院大學商經學部產業研究所 ▲支那西北ルート概觀 一部 東洋協會調查部 ▲橫濱商工會議所統計年報(昭和十七年) 一部 橫濱商工會議所 ▲新亞細亞(滿鐵東亞經濟調査局) 五卷三、四、五號 ▲南洋(南洋協會) 二九卷三、四號 ▲太平洋(太平洋協會) 六卷四、五號 ▲興亞(大日本興亞同盟) 四卷三、四、五號 ▲南方(南支調查會) 五卷三、四號 ▲東亞經濟月報(山崎經濟研究會) 八卷四、五號 ▲南洋栽培協會々報(南洋栽培協會) 一七卷三號 ▲貿易統制會々報(貿易統制會) 二卷三、四號 ▲地政學(日本地政學協會) 二卷三、四號 ▲比律賓情報(比律賓協會) 六九、七〇、七一號 ▲海を越えて(日本拓殖協會) 六卷四、五號 ▲南進(南進社) 八卷四、五號 ▲南方情勢(南方情勢社) 七八、七九號 ▲支那(東亞同文會) 三四卷四、五號 ▲有終(海軍有終會) 三十卷四、五號 ▲海(大阪商船) 十三卷三、四號 ▲觀光(日本觀光聯盟) 三卷三號 ▲國際文化(國際文化振興會) 二四號 ▲皇道世界(海外之日本社) 十七卷三、四號 ▲東亞文化園(青年文化協會) 二卷四、五號 ▲交易(橫濱貿易協會) 二四七、八號 ▲經濟叢刊(華興商業銀行) 臨時號(三卷十二號四卷一號) ▲物價協力時報(中央物價統制協力會議) 四年三、四號 ▲台灣金融經濟月報(台灣銀行調查部) 一六〇號 ▲地學雜誌(東京地學協會) 五五年六四九、六五〇號 ▲小村侯

記念圖書館報(小村侯記念圖書館) 三四、三五號 ▲國際月報(情報局第三課第二部) 二六、二七號 ▲國際事情(同) 二九號 ▲調查月報(日本興業銀行調查部) 三號 ▲興亞週報 大日本興亞同盟 五二一六〇號 ▲出版文化(日本出版文化協會) 五二一五七號 ▲東亞經濟懇談會々報(東亞經濟懇談會) 二卷四五號 ▲海外佛教事情(國際佛教協會) 九卷二號 ▲東亞研究(東亞同文書院大學東亞研究部) 六五號 ▲政教新論(大日本佛教會政教新論社) 三十卷三號 ▲高雄經濟情報(高雄商工獎勵館・商工會議所) 五卷四期 ▲青陽(國際運輸株式會社社員會本部) 一、二、三、四號 ▲海外同胞(海外同胞中央會) 三二號 ▲同盟通信海外版(同盟通信社) 二六四、五、六號 ▲民族學研究(民族學協會) 新一卷一、二、三號 ▲南支南洋研究(臺北高商南支南洋經濟研究會) 三九號 ▲關西學院商學論究(關西學院大學商經學部產業研究所) 二九號 ▲被服(被服協會) 二四卷三號 ▲日印協會々報(日印協會) 八二號 ▲羊毛統制會々報(羊毛統制會) 一卷一號 ▲東亞經濟研究(山口高商東亞經濟研究會) 二七卷二號 ▲軍人援護(軍人援護會) 五卷五號 ▲教學新聞(教學新聞社) 二五七四一、二五八六號 ▲東亞畫報(國際報道株式會社) 十四號 ▲サクラ(毎日新聞社) 五卷二、三號 ▲フジ・アリア(同) 四號 ▲日本・比律賓(日本フイッパジョン社) 八、九號 ▲Tourist & Travel News (Vol. 31, 4) 一部 東亞旅行社

編輯後記

今日のタイ國ほど、文化運動に異常な熱意を示してゐる國はあるまい。それは國民文化法の制定や國民文化院の設置に現はれたばかりでなく、直接眼に映ずる文化運動の具象ともいふべきものが、パーンコークあたりの街頭にも至る所溢れてゐるといはれる。たとへば服装改善運動にしても青年團員が毎日自轉車を驅つて、通行人の服装検査をしたり、婦人が帽子を冠らないで歩いてゐて、その父親が兎官になつたといふやうな話は、世界に餘り多く類例をもたない。この一事をみても、タイ國の文化運動が如何に真剣熱烈なものであるかと想像できやう。

戦ひつゝあるタイ國は、軍事は勿論、政治にも經濟にも今や多忙の極である。斯かる多忙さの中にあつて、比較的不急なるかの如く誤認されやすい文化問題を

むしろ根本問題として、この熱情を示すタイ國指導者の達眼に敬服せざるを得ない一面、タイ國民の國民性の中に、本來やはりさうしたものを産む或種の優れた素質が含まれてゐることが指摘される。文化運動の將來の成否は姑く措く、結果を論ずる前に芽生えそれ自身の價値を先づ讚美したい。つまり林檎が芽生えるのはそれが林檎の種子だからといふ意である

本誌には二人の新しい筆者が登場された。タイ民族の造形文化の譯者勝見勝氏と「日本新聞記者から觀たビボン首相とパホン大將」の筆者増田壽郎氏である。勝見氏は商工省工藝指導所の調査部主任として専ら南方藝術の研究に當つて居られる人で、記事は今後數回にわたつて連載される筈である。また増田氏は朝日新聞政経部記者で、同社のパーンコーク特派員として同地に在任、昨年未歸朝された人、本協會の會員である。

(非賣品)

昭和十八年六月二十八日印刷
昭和十八年六月三十日發行

東京市麴町區霞ヶ關三丁目四番地三
發行所 財團 **日本タイ協會**
電話銀座二六五六番
振替口座東京一四八三二番
文協會員番號二二二三三六

東京市麴町區霞ヶ關三丁目四番地三
編輯人 **遠山峻**

東京市澁橋區戸塚町一丁目二二〇番地
印刷人 **河田保治**

東京市澁橋區戸塚町一丁目二二〇番地
印刷所 **明立印刷株式會社**
(東京二二)

配給元 東京市神田區淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社

郡司喜一著 日本タイ協會刊

十七世紀に於ける日泰關係

A五五頁
料價圖判一七八七頁
三拾四一十
錢圖葉頁

日タイ兩國の友誼關係は昨年十二月二十一日締結せられたる日タイ攻守同盟に至つて飛躍的發展を遂げた。この關係は一朝にして成れるものなるに非ず、實に長きにわたる歴史を淵源せねばならぬ。タイ民族は悠久の昔、支那の雲南地方に於いて發祥する文化を誇つた。然るに忽ち烈軍の鐵蹄下に蹂躙せられ南下して現在タイ國に定着するに至つた。自由の國を建設し今日に至つた。近世初期、我が國民南方發展の機運に乗じ、日タイ兩國關係も緊密となり、彼我の國交、貿易は頻繁を加ふるに至つた。邦人は多數タイ國に在留してアエチヤに日本町を築き、邦人先達者等は同國の王室の爲めに忠誠を盡し、タイ國に寄與せんとする多量の親善關係を樹立せられた。タイ國に對する關心の昂まりつゝ、ある今日我等は舊き兩國關係を回顧研究し、益々將來の親善に資せねばならぬ。斯る意味に於て今回本會が刊行せる「十七世紀に於ける日泰關係」は此の目的に最も適合した貴重書の一としてタイ國に註し、公務の餘暇廣く内外の書籍を渉獵値を知るに足るであらう。

第一章 緒言
第二章 海外貿易上より見たる十六、七世紀に於ける本邦の概觀
第三章 十七世紀を中心とする泰國の外國關係概觀
第四章 倭寇、御朱印船及邦人の平和的海外發展
第五章 日泰國交
第六章 邦人の泰渡航及在留
第七章 山田長政
第八章 日泰貿易
附 録
一 アエチヤ王朝時代に於ける泰國の行政
二 泰國王族制度の研究
三 泰國の官位
四 泰國の奴隸階級制度
五 泰に關する支那古文書の記事

東京市神田區淡路町二ノ九
日本タイ協會
電話銀座二六五六番
座銀話
番六五六二
番一三四一
番一三四一
番一三四一

